

寄居町 男女共同参画推進プラン2020

ひろげよう ひとの^わ和 地域の^わ話 寄居の^わ輪

令和2年度～令和10年度



寄 居 町

寄居町男女共同参画推進プラン2020策定にあたって

本町では、男女がお互いを尊重し、その個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するため、平成22年に『寄居町男女共同参画推進プラン^{にいまるいまる}2010』を策定し、様々な施策に取り組んでまいりました。

この結果、町の審議会等における女性の登用率は平成22年の11.9%から平成30年には20.0%に向上する等、一定の成果を上げることができました。

しかし一方で、平成30年度に実施した町民意識調査における「男女平等に関する意識」の項目では、「政治の場」や「社会通念や風潮」で、「男女が平等ではない」という回答が半数以上になる等、男女の固定的な役割分担意識は依然として根強く残っているのが現状です。

現在、私達が暮らす社会は少子高齢化や人口減少というかつてない状態に直面しており、今後、これまで以上に職場、家庭、地域社会、防災等のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現を進めて行くことが重要になっています。

こうした社会情勢や、平成27年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び「埼玉県男女共同参画基本計画」を踏まえるとともに、改めて本町の課題を見直し、新たに『寄居町男女共同参画推進プラン^{にいまるいまる}2020』を策定いたしました。

本プランは「ひろげよう ひとの^わ和 地域の^わ話 寄居の^わ輪」を基本理念に、本町における男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としたもので、今後も男女が対等なパートナーとして豊かな地域社会が築かれるよう種々の事業を積極的に展開してまいりますので、町民の皆様の更なるご理解ご協力をお願い申し上げます。

本プランの策定にあたりまして、アンケートにご協力いただきました町民の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました寄居町男女共同参画推進懇話会及び町議会議員の皆様に対し、心から熱く御礼申し上げます。

令和2年3月

寄居町長 花輪 利一郎



目 次

第 1 章	計画策定にあたって.....	1
1	計画策定の趣旨と背景	1
2	近年の動向	2
3	計画の位置付け	4
4	計画の期間	5
5	計画の策定体制	5
第 2 章	寄居町の男女共同参画にかかる現状.....	6
1	人口の状況	6
2	労働力の状況	8
3	出生の状況	9
4	男女共同参画社会の認知度	10
5	女性の参画状況	11
6	家庭生活の状況	12
第 3 章	計画の基本的な考え方.....	13
1	基本理念	13
2	基本目標	14
3	計画の体系	15
4	数値目標一覧	16
第 4 章	施策の方向.....	17
1	男女共同参画意識を広める	17
2	男女共同参画を推進する	23
3	配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）	32
4	推進体制を整備する	35

資料編	38
1 男女共同参画に関する世界・国・県・町の動き（年表）	38
2 男女共同参画に関する法律、国際的規範	44
3 策定経過	78
4 寄居町男女共同参画推進懇話会設置要綱	79
5 寄居町男女共同参画推進懇話会委員名簿	80
6 寄居町男女共同参画庁内推進委員会設置要綱	81

男女共同参画社会とは

全ての個人一人ひとりが性別にとらわれず、互いに尊重し、自らの意思に基づき、社会のあらゆる場面で個性と能力を活かし、自分らしく輝ける多様性に富んだ豊かで活力ある社会をいいます。

家庭では

- 家族全員が互いに協力し合って、家事・子育て・介護などを行っている



子育てでは

- 子育て家庭にとって、多様なサービスが活用でき、安心して子どもを産み育てられる環境が整っている



学校では

- 一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育が行われ、互いの個性が尊重される
- 個人の能力と適正に応じた進路指導が行われる



職場では

- 雇用において男女の均等な機会と待遇が確保されている
- 男女共に、育児休業や介護休業がとりやすいなど、仕事と家庭生活のバランスの取れた職場環境が実現している



地域では

- 自治会、PTAや自主防災などの地域活動において、性別を問わず誰もが共に参画し、住みよい地域づくりをしている



介護では

- 必要に応じて、多様な介護サービスが活用でき、家族が協力して介護を行う

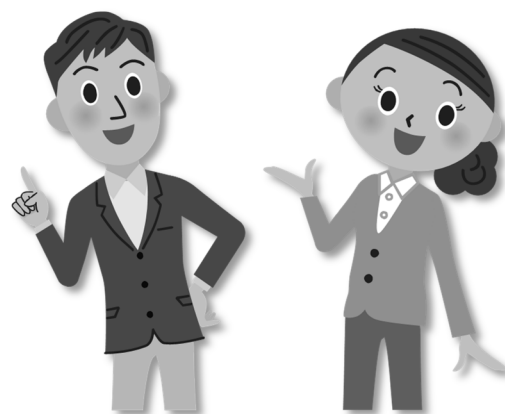


計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

本町では、平成 16 年（2004 年）3 月に『寄居町男女共同参画推進プラン』を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。平成 22 年（2010 年）3 月には、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、『寄居町男女共同参画推進プラン 2010』を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、意識の啓発や各種施策の計画的な推進を図ってきました。

このような中、令和 2 年（2020 年）3 月に『寄居町男女共同参画推進プラン 2010』の計画期間が終了することから、改めて本町の課題を見直すとともに、前回計画策定後の男女共同参画に関する国・県の動向や「平成 30 年度 男女共同参画に関する意識調査」の調査結果、『第 6 次寄居町総合振興計画』等を勘案し、引き続き取り組むべき課題や新たな課題に対応し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として『寄居町男女共同参画推進プラン 2020』を策定いたしました。



2 近年の動向

(1) 世界の動き

世界では、昭和50年（1975年）に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における「世界行動計画」の採択をはじめ、昭和51年（1976年）から始まる「国連婦人の10年」以降、様々な取組が行われてきました。

近年では、平成24年（2012年）3月に、第56回国連婦人の地位委員会において、防災・復興におけるジェンダー（社会的性別）視点の重要性を強調した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント※¹」についての決議案が採択されました。これは東日本大震災の経験や教訓を共有し国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組を促進することを目指して、我が国が初めて国連婦人の地位委員会に提出したものです。

また、平成27年（2015年）9月に、国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs※²）が採択され、「目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」が17の目標の一つに掲げられました。これを受けて、平成28年（2016年）5月に、G7伊勢志摩サミットにてジェンダー格差の解消や、女性の進出等について具体的な行動をとる指針となる「女性の能力開花のためのG7行動指針」が取りまとめられました。

(2) 日本の動き

日本では、平成11年（1999年）の男女共同参画社会基本法の制定以降、同法に基づく男女共同参画基本計画を通じたポジティブ・アクション※³をはじめとした様々な取組を進めてきました。

近年では、平成25年（2013年）7月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の第3次改正が行われ、法律名称の「保護」が「保護等」に変更されました。

※¹ 自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント：東日本大震災の経験や教訓を世界の国々と共有し国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組を促進することを目指して、国連婦人の地位委員会に提出した決議案のこと。

※² SDGs（持続可能な開発目標）：2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため2030年を年限とする17のゴール、169のターゲットから構成される国際目標。

※³ ポジティブ・アクション：社会的・構造的な差別によって不利益を被っているものに対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

その改正内容は、適用対象の拡大で、「生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）の相手からの暴力及びその被害者」についても、DV防止法の規定が準用されることとなりました。

平成 27 年（2015 年）には、様々な状況に置かれた女性が自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につながるよう、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立しました。

このような中、平成 27 年（2015 年）12 月には、「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女共に暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、また、踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて女性採用・登用を進めるとともに、男女の暮らし方、意識の改革が進められています。

また、平成 30 年（2018 年）5 月には、政治分野における男女共同参画を推進するため、国及び地方公共団体の責務等を定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されています。

（３）埼玉県動き

埼玉県では、平成 12 年（2000 年）、「埼玉県男女共同参画推進条例」の制定を契機とし、男女共同参画社会の実現に向けた各施策を進めており、平成 29 年（2017 年）には「埼玉県男女共同参画基本計画」（計画期間：平成 29（2017）～33（2021）年度）を策定しています。さらに、女性の活躍による経済の活性化を目指す埼玉版ウーマノミクスプロジェクト※⁴を積極的に推進されています。

（４）寄居町の動き

本町では、町民の男女共同参画に関する意識を新たな計画に反映するため、平成 30 年（2018 年）9 月に「男女共同参画に関する意識調査」を実施しました。

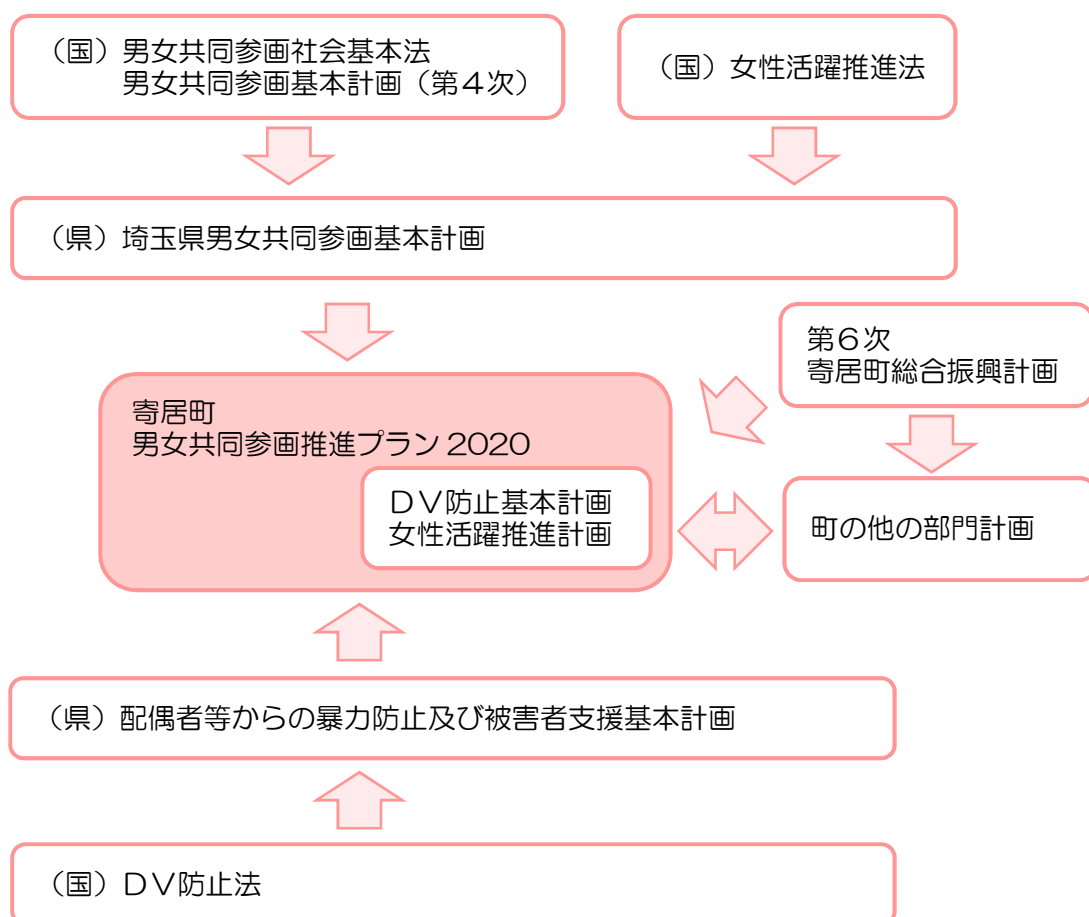
また、国や県の動向を踏まえ、令和 2 年（2020 年）3 月に、『寄居町男女共同参画推進プラン 2020』を策定しました。

※⁴ 埼玉版ウーマノミクスプロジェクト：女性がいきいきと夢を持って活躍することができるよう社会進出を進め、女性が得た収入を消費や投資に使い、それが地域経済の活性化につながることを目指した埼玉県の取組。「ウーマノミクス」はウーマン（Women）＋エコノミクス（Economics）の造語。

3 計画の位置付け

本計画は、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、町が行う施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付け、国の「第4次男女共同参画基本計画」や県の「埼玉県男女共同参画基本計画」の考え方を基本として踏まえるとともに、町の最上位計画である「第6次寄居町総合振興計画」をはじめ、他分野の計画との整合を考慮した計画です。
- (2) 本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。
- (3) 本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく町の基本計画としても位置付けます。



4 計画の期間

計画期間は、県の「埼玉県男女共同参画基本計画」や「第6次寄居町総合振興計画」の最新の見直しを反映するため、令和2年度（2020年度）～令和10年度（2028年度）の9年間とします。

ただし、社会情勢の変化、国や県の動向、総合振興計画のローリング及び計画の進捗状況などにより、必要に応じて見直しを行います。また、事業計画については前期を4年間、後期を5年間とし、令和5年度に見直しを行います。

平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)
寄居町男女共同 参画推進 プラン 2010		寄居町 男女共同参画推進プラン 2020									
町民意 識調査	見直し			町民意 識調査	見直し				町民意 識調査	見直し	
第6次寄居町 総合振興計画											
埼玉県 男女共同参画基本計画				埼玉県 男女共同参画基本計画							

5 計画の策定体制

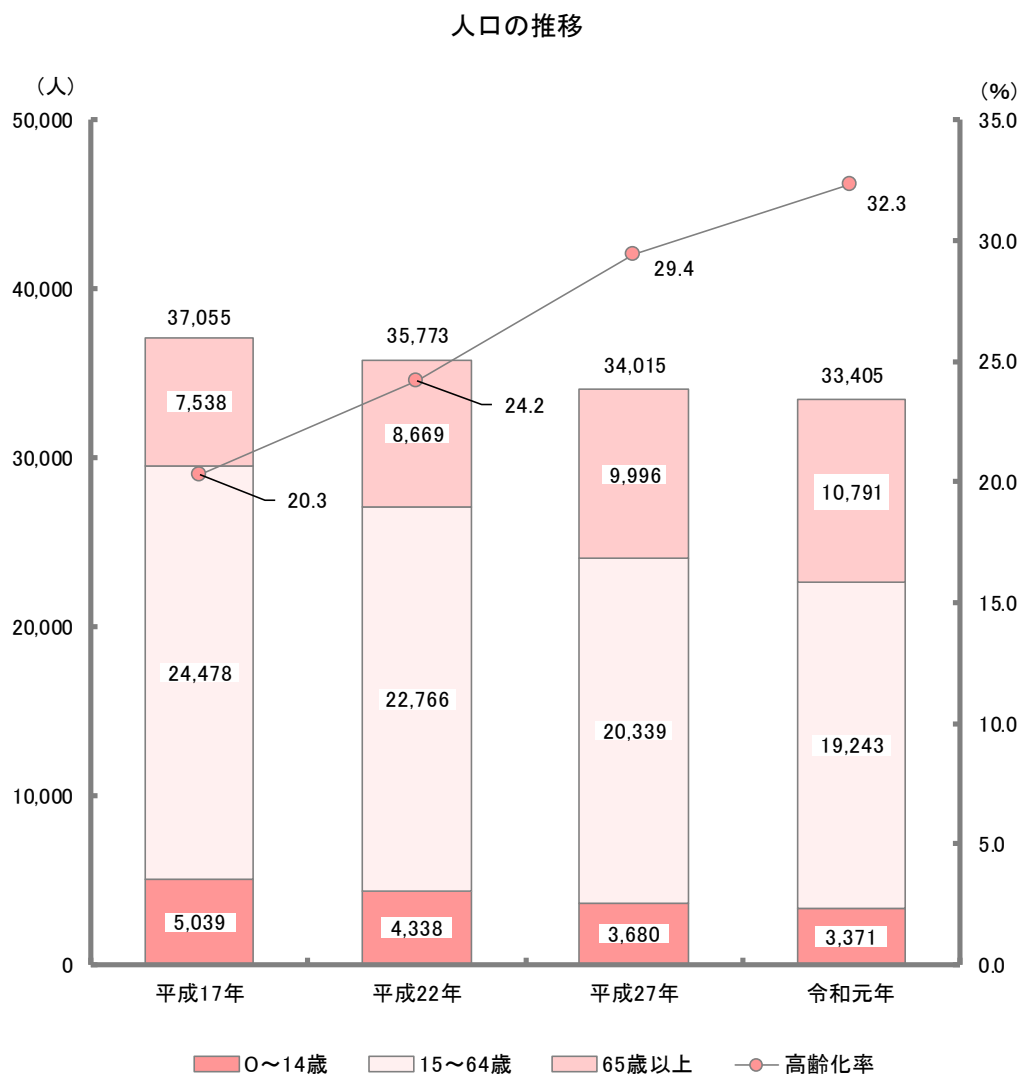
策定にあたっては、庁内で男女共同参画を推進していくために組織している「寄居町男女共同参画庁内推進委員会」、町政運営の基本方針等を協議する「町 政策会議」や町民の代表である「寄居町議会」、町民参画による「寄居町男女共同参画推進懇話会」において審議等を重ねるとともに、男女共同参画に関する意識調査の実施、パブリックコメント^{※5}の実施などを通して、広く町民意見の聴取と反映に努めました。

※5 パブリックコメント：行政機関が計画等を策定する場合や、規制を制定・改廃する場などに案をあらかじめ公表し、広く町民から意見や情報を募集する手続。

1 人口の状況

(1) 人口の推移

人口の推移をみると、総人口は年々減少し、令和元年で 33,405 人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、0～14 歳は減少しているのに対し、65 歳以上は増加しており、総人口における 65 歳以上の人口が占める割合を示す高齢化率は令和元年で 32.3%となっています。

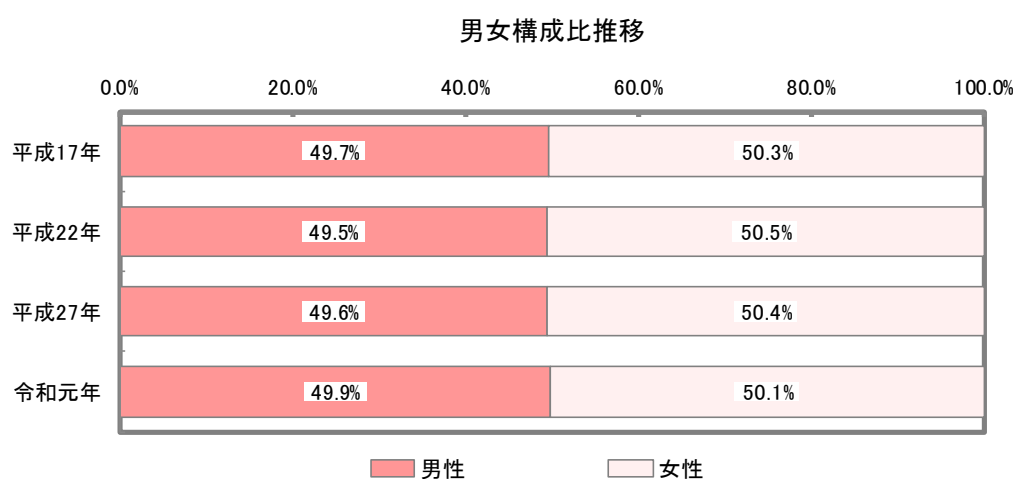


資料：平成17年～平成27年は国勢調査、令和元年は住民基本台帳10月1日現在
※年齢不詳は除外。

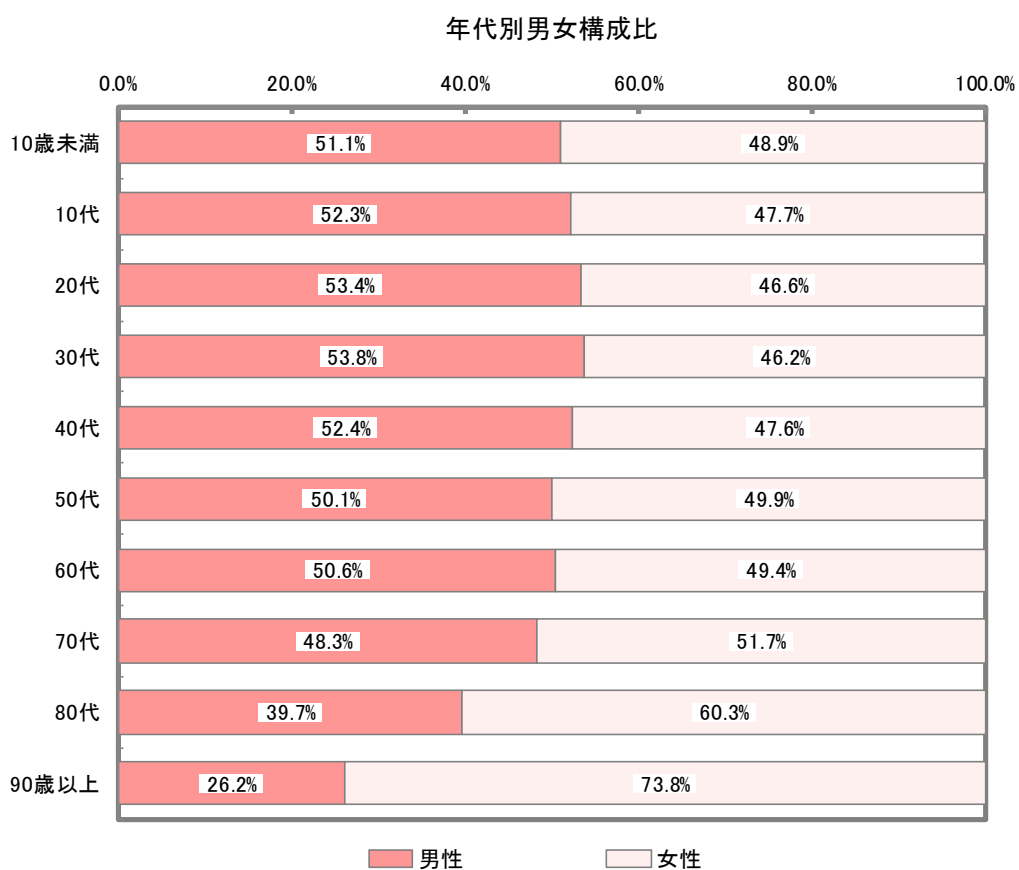
（２）男女構成比

人口の男女構成比をみると、平成 17 年以降、わずかに女性の割合が男性の割合を上回っており、令和元年 10 月 1 日現在で、男性が 49.9%、女性が 50.1%となっています。

年代別にみると、60 代までは男性の割合が高く、70 代以降は女性の割合が高くなっています。



資料：平成 17 年～平成 27 年は国勢調査、令和元年は住民基本台帳 10 月 1 日現在

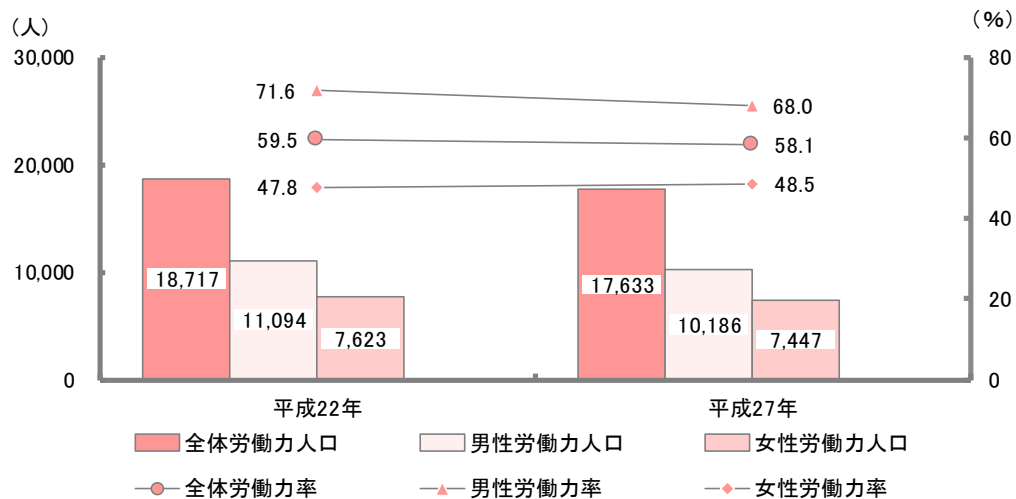


資料：住民基本台帳令和元年 10 月 1 日現在

2 労働力の状況

労働力人口^{※6}の推移をみると、平成22年から平成27年にかけて、男性の労働力率^{※7}は3.6ポイント減少し、女性の労働力率は0.7ポイント増加しました。

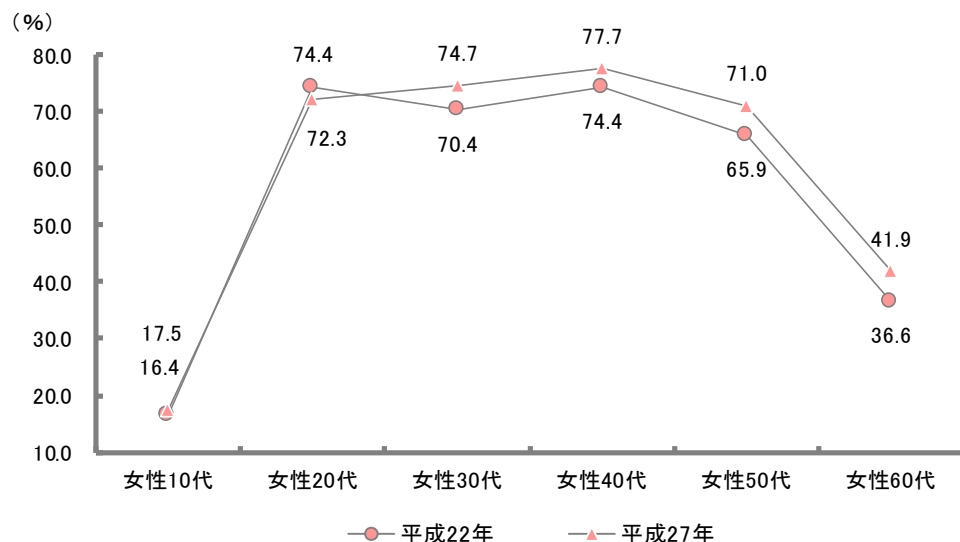
労働力人口の推移



資料：国勢調査

女性の年代別労働力率をみると、平成22年は出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブ^{※8}を描いていますが、平成27年はその形が崩れ、これまでは落ち込みの見られた30代の就職率が改善しています一方で、20代の就業率はやや減少しています。

女性の年代別労働力率



資料：国勢調査

※6 労働力人口：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせた、労働する能力と意思を持つ者の数

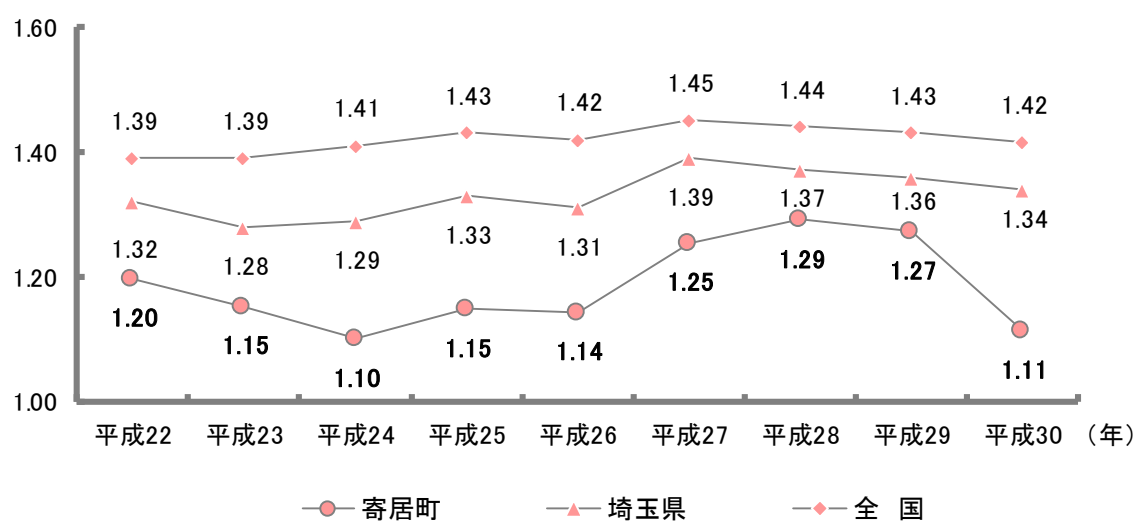
※7 労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口の割合

※8 M字カーブ：女性の労働力率が、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字曲線を描くことを示す。

3 出生の状況

合計特殊出生率^{※9}の推移をみると、平成22年以降、増減をくり返しながら減少傾向にあったものの、平成26年以降は増加傾向となっていました。平成30年には1.11と減少しています。また、全国や埼玉県の数値と比較すると、対比した全てで低い値となっています。

合計特殊出生率の推移（寄居町、埼玉県、全国）

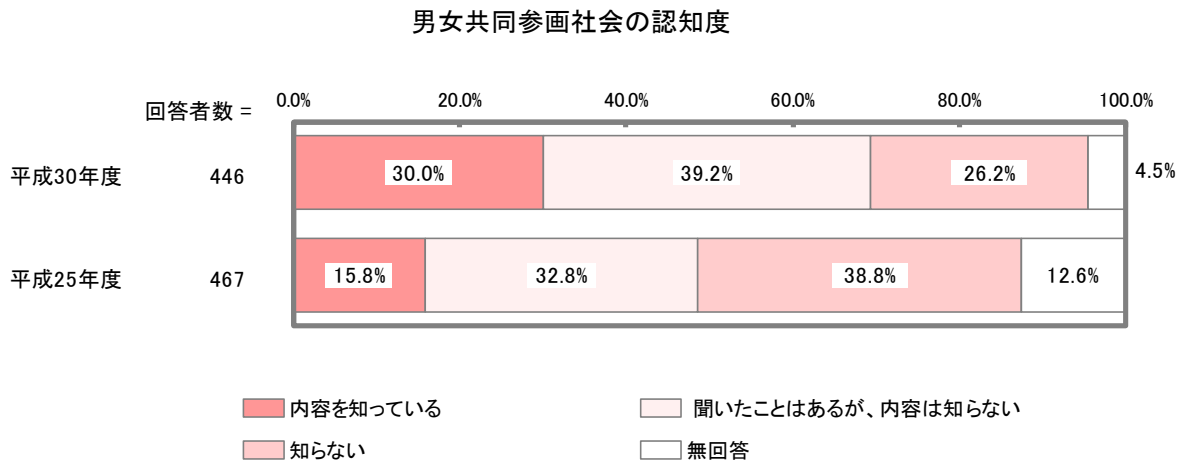


資料：埼玉県保健統計

※9 合計特殊出生率：出生率計算の際の分母の人口数を、出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したもの

4 男女共同参画社会の認知度

男女共同参画社会の認知度をみると、「内容を知っている」の割合が平成30年度調査で30.0%と、平成25年度調査に比べ14.2ポイント増加しています。

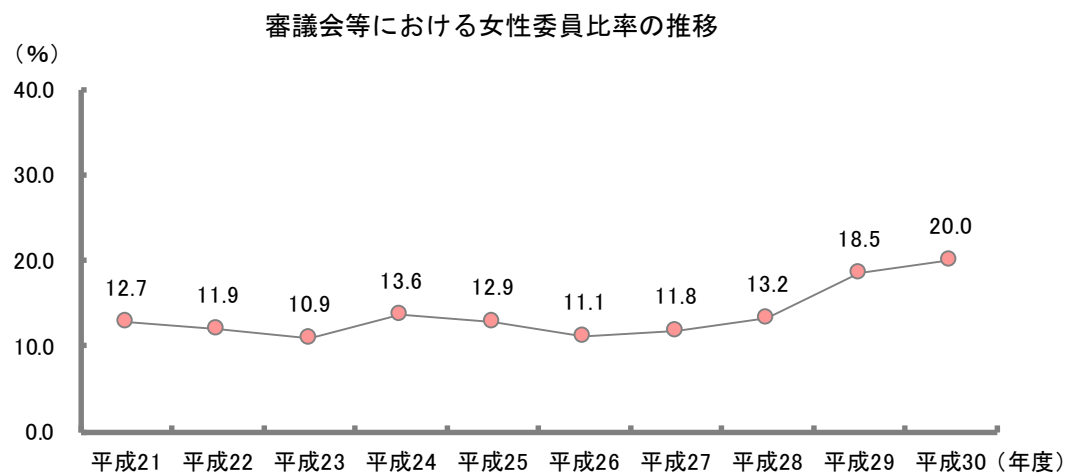


資料：男女共同参画に関する意識調査

5 女性の参画状況

(1) 審議会※¹⁰等における女性委員比率の推移

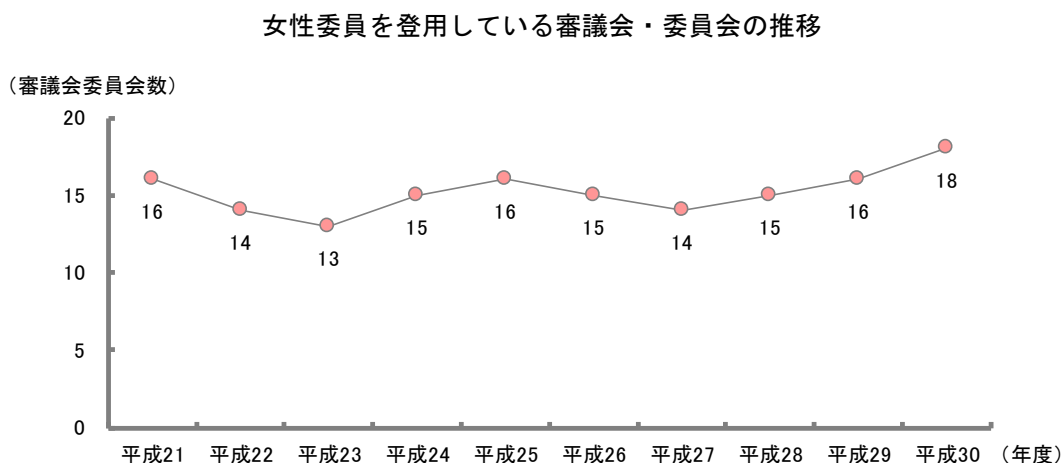
審議会等における女性委員比率の推移をみると、平成 26 年度以前は増減をくり返していましたが、平成 26 年度の 11.1%を境に増加傾向にあり、平成 26 年度から平成 30 年度にかけて約 1.8 倍増加し、20.0%となっています。



資料：庁内資料

(2) 女性委員を登用している審議会・委員会の推移

女性委員を登用している審議会・委員会の推移をみると、平成 27 年度以前は増減をくり返していましたが、平成 27 年度以降は増加傾向にあり、平成 27 年度から平成 30 年度にかけて約 1.3 倍増加し、18 となっています。



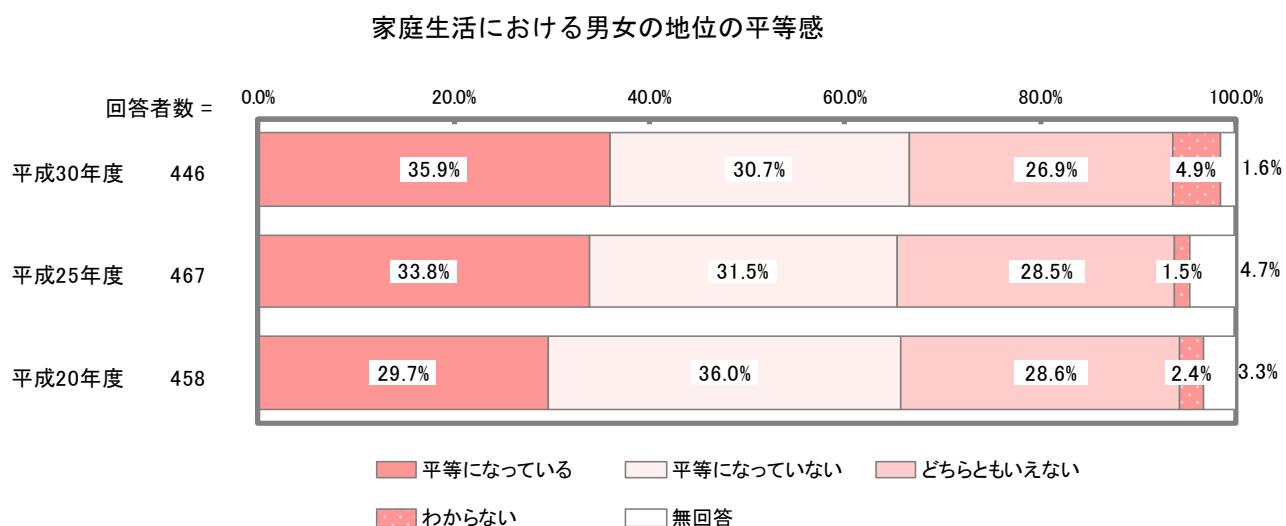
資料：庁内資料

※¹⁰ 審議会：行政機関に任意に設けられる合議制の諮問機関の名称の一つ。町民各層の利益を代表する事業者・団体委員や、実務・学識経験者などの公益委員により組織される。

6 家庭生活の状況

(1) 家庭生活における男女の地位の平等感

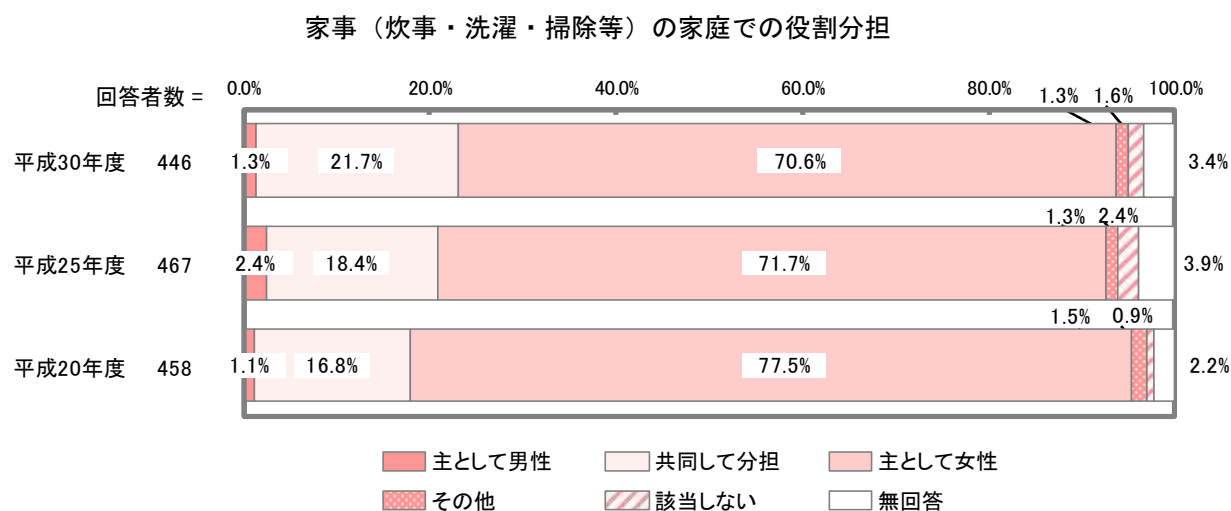
家庭生活における男女の地位の平等感（「平等になっている」の割合）をみると、平成30年度調査で35.9%と、平成20年度・平成25年度調査に比べ増加しています。



資料：男女共同参画に関する意識調査

(2) 家事（炊事・洗濯・掃除等）の家庭での役割分担

家事（炊事・洗濯・掃除等）の家庭での役割分担をみると、「共同して分担」の割合は、平成30年度調査で21.7%と、平成20年度・平成25年度調査に比べ増加しています。



資料：男女共同参画に関する意識調査

計画の基本的な考え方

1 基本理念

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる社会のことです。男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置付けられています。

近年、男女共同参画意識は広まりつつあるものの、男女の固定的な役割分担意識は依然として根強く残っており、引き続き、家庭や職業生活、地域社会などにおける男女共同参画の意識啓発や女性の社会参画の促進に努めなければなりません。

「第6次寄居町総合振興計画」などの上位計画等で示されている町としての基本的な方向性を踏まえつつ、本計画においても、男女や性的少数者※¹¹(セクシュアル・マイノリティ)などの多様な性のあり方も含め、お互いを認め合うことで生まれる「ひとの^わ和」、地域では性別の枠を越えて誰もが積極的に意思表示しその言葉を熱心に聞くことで生まれる「地域の(会)^わ話」、男女が認め合う「^わ和」と心を通わせる「^わ話」によって、生まれる信頼の「^わ輪」が町中に広がる「^わ寄居の輪」をイメージとし、『寄居町男女共同参画推進プラン2010』の基本理念を引き続き継承します。

〔 基本理念 〕

ひろげよう ひとの^わ和 地域の^わ話 寄居の^わ輪

※¹¹ 性的少数者：同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のこと。性的少数者を表す言葉のひとつに「LGBT」があり、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性の不一致）の頭文字のこととなっています。

2 基本目標

基本理念のもと、目指すべき姿を実現するために、この計画の基本目標を次のとおり、設定します。

(1) 男女共同参画意識を広める

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女の固定的な役割分担意識の解消や、旧来から続く社会制度・慣行の見直しに取り組むことが重要です。

子どもから大人まで、あらゆる立場や世代の人々に対し、男女共同参画に関する認識や理解が深まるよう、様々な手段で町民への啓発を行い、男女共同参画を推進する基盤を整備します。

(2) 男女共同参画を推進する

様々な分野で多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、職場、家庭、地域社会、防災等のあらゆる分野において、男女が対等な立場で参画し、能力や個性を発揮できる社会づくりを進めます。

女性の活躍を促進するため、その必要性、重要性についての理解を深めるとともに、男女が共に、仕事と家庭や地域での生活との両立を図りながら、子育てや介護等に主体的に関わることができるよう支援していきます。

(3) 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するため、DVに対する意識を高めるとともに、DV被害者への適切な対応を行うための相談体制や自立支援の取組を推進します。

(4) 推進体制を整備する

男女共同参画に関する施策の領域は多岐にわたり、施策の推進には庁内外との連携が欠かせないことから、町民・事業者・民間団体等との連携を強化していきます。

また、庁内各課が十分に調整機能を発揮できるよう、庁内での各施策の位置付けを明確にし、推進体制の整備・強化を図ります。

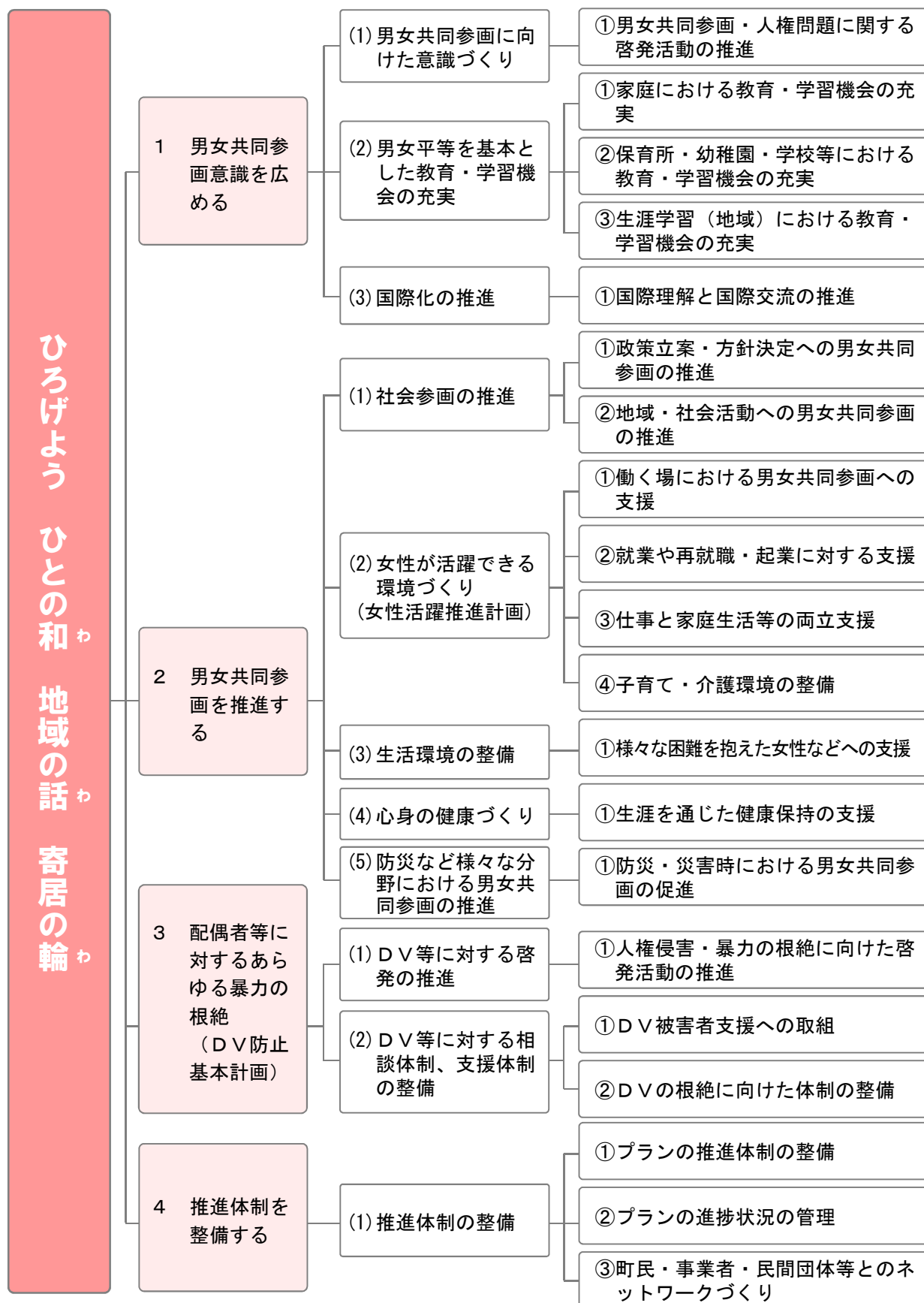
3 計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 重点目標 〕

〔 施策の方向性 〕



4 数値目標一覧

9年後の達成を目指す目標値は次のとおりです。

	目標 No.	指 標	前回計画 策定時 (平成20年度)	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和10年度)
基本 目標 1	1	『男女共同参画社会』の認知度の増加	—	69.2%	80.0%
	2	家庭における男女の地位が平等と感じる割合の増加	29.7%	35.9%	45.0%
基本 目標 2	3	審議会等における女性の登用率の増加	12.7%	20.0%	30.0%
	4	女性委員を登用している審議会の数（28 審議会中）の増加	16 審議会	18 審議会	22 審議会
	5	家事（炊事・洗濯・掃除等）を共同して分担している割合の増加	16.8%	21.7%	30.0%
基本 目標 3	6	DV等を受けた人のうち、「相談できなかった」「相談しようとは思わなかった」女性の割合の減少	60.3%	53.5%	40.0%
基本 目標 4	7	寄居町男女共同参画広報紙「みんなのW a」の認知度の増加	—	36.1%	45.0%
	8	寄居町男女共同参画推進プランの認知度の増加	35.2%	31.8%	40.0%

<目標及び目標値設定・データの出典>

目標 1、2、5、6、7、8 → 「平成 30 年度 男女共同参画に関する町民意識調査」の調査結果

目標 3、4 → 平成 30 年 4 月現在の数値

1 男女共同参画意識を広める

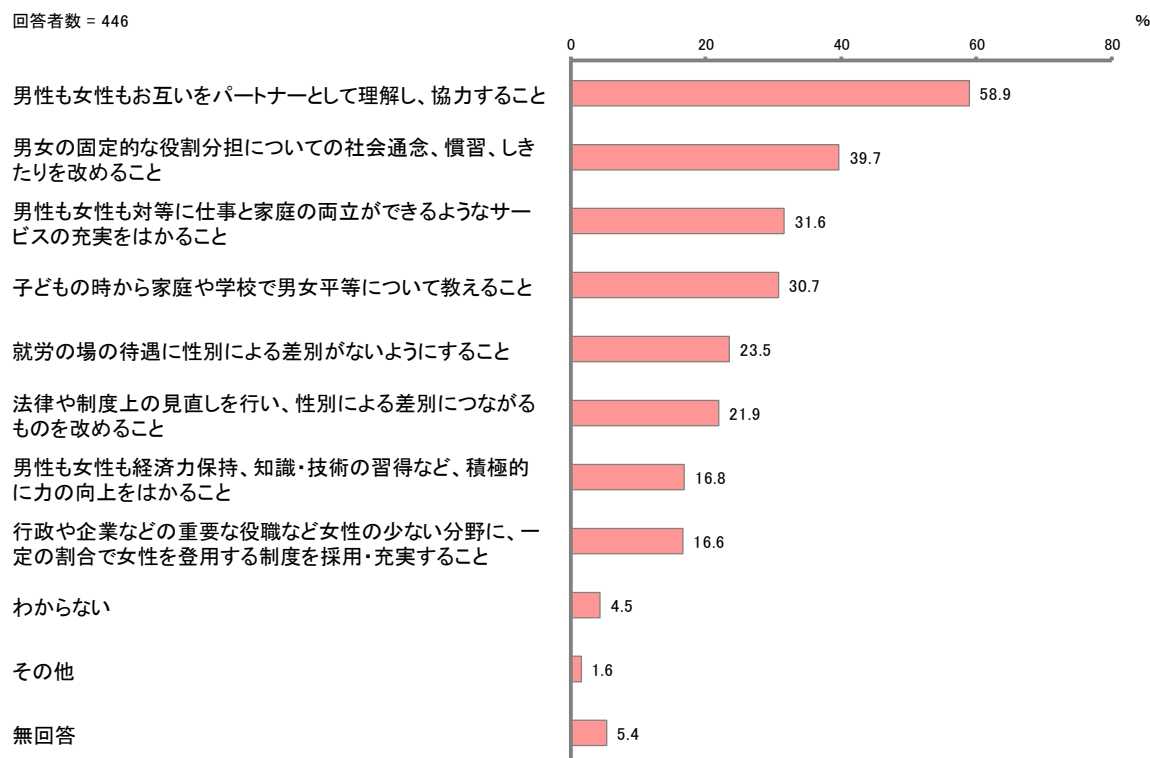
【現状と課題】

男女共同参画に関する意識調査によると、男女共に社会のあらゆる分野にバランス良く積極的に参加していくために必要なこととして、「男性も女性もお互いをパートナーとして理解し、協力すること」「男女の固定的な役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」といった意見が多く見受けられます。また、依然として社会通念や風潮、政治の場、社会全体の中でみた場合には、男女の不平等感が残っている現状がうかがえます。今後も、男女共同参画社会の重要性を周知するとともに、より一層、啓発活動を進めていく必要があります。

加えて、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)への理解を深め、多様な性を尊重する意識を醸成することも必要です。

〔共に社会のあらゆる分野にバランス良く積極的に参加していくために、必要だと思うこと〕

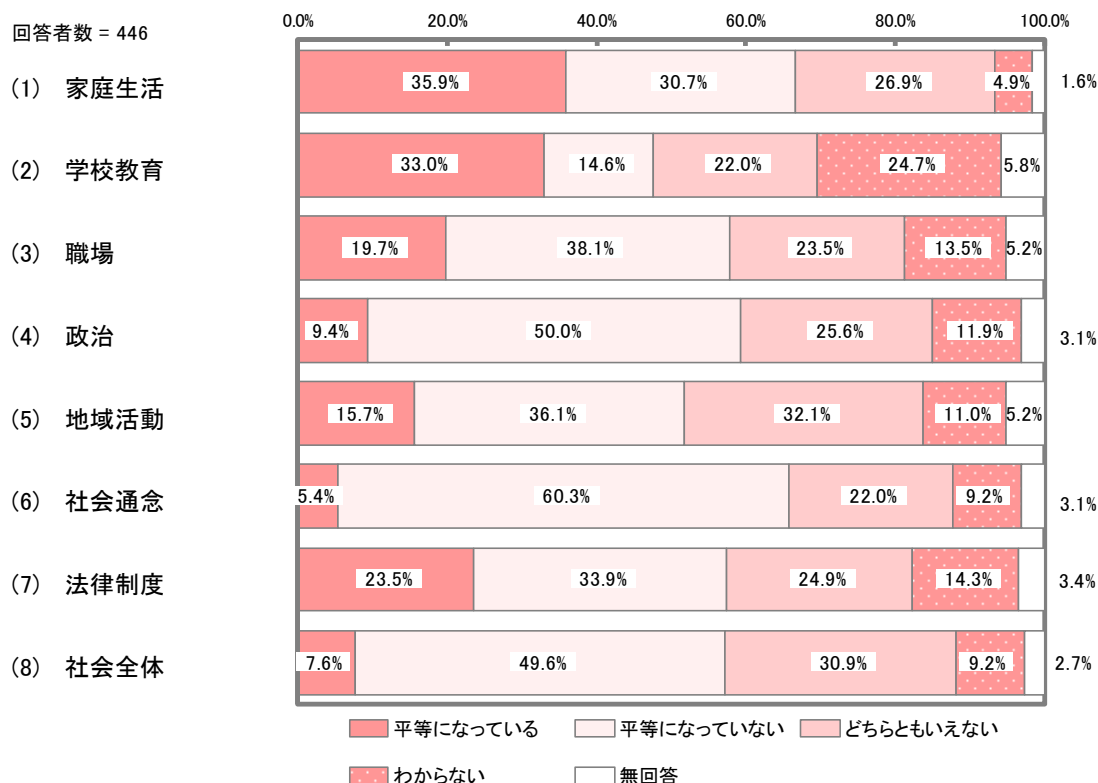
回答者数 = 446



資料：男女共同参画に関する意識調査

- 「男性も女性もお互いをパートナーとして理解し、協力すること」の割合が 58.9%と最も高く、次いで「男女の固定的な役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」の割合が 39.7%、「男性も女性も対等に仕事と家庭の両立ができるようなサービスの充実をはかること」の割合が 31.6%となっています。

〔男女の地位は平等になっていると思うか〕



資料：男女共同参画に関する意識調査

- 『(1) 家庭生活』『(2) 学校教育』で「平等になっている」の割合が高くなっています。また、『(4) 政治』『(6) 社会通念』『(8) 社会全体』で「平等になっていない」の割合が高くなっています。

ジェンダーギャップ指数と女性活躍

ジェンダーギャップ指数とは、世界経済フォーラムが発表しているもので、「健康」、「教育」、「経済」「政治」の4つの領域で、男女間の格差がどれくらいあるかを数値化しています。



2019年の発表によると、日本の順位は121位です。何故、日本の順位が低いのでしょうか。

日本の順位が低いのは、「経済」と「政治」の領域での数値が低いことが要因となっています。「経済」では、特に男女間の賃金格差が大きいこと、「政治」では、国会議員や閣僚における女性の比率の低さがあげられます。

女性の活躍と経済発展は密接な関係があることから、平成27年には女性の力が十分に発揮され社会の活性化に繋がるよう「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が我が国で成立されました。

男女共同参画の推進が今、求められているのです。

2019年調査

順位	国・地域名	ジェンダーギャップ指数
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
}		
121	日本	0.652

※調査対象は153の国と地域。0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、指数が高いほど男女の格差が小さく、平等であることを表す。

(1) 男女共同参画に向けた意識づくり

施策の方向性① 男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進

男女共同参画の理念やジェンダー（社会的性別）の視点について正しく理解されるよう、様々な機会やメディアを活用した情報提供や啓発活動の充実を図ります。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
1	男女共同参画や人権問題についての講演会・研修会の開催、参加促進	講演会・研修会を開催するとともに、参加への呼びかけを行い、男女共同参画社会の理念や人権問題についての意識啓発の場を提供します。	人権推進課
2	各種メディアによる広報・啓発活動の推進	広報誌、町ホームページ及び人権啓発パンフレットの配布等各種のメディアを用いて、町民への啓発活動を広く行っていきます。	人権推進課 総務課
3	各種講習会・研修会への講師派遣協力	町づくり出前講座等、町民の学習機会の充実のための支援を行います。	人権推進課 生涯学習課
4	男女共同参画や人権問題についての資料収集及び情報提供	男女共同参画や人権問題に関する国・県及び他自治体の情報や図書・視聴覚資料等を収集し、町民への情報提供を行います。	人権推進課 生涯学習課
5	寄居町男女共同参画推進プラン概要版の全戸配布	『寄居町男女共同参画推進プラン』の概要版を全戸に配布して、プランの趣旨や事業内容を周知します。	人権推進課
6	性的少数者への理解促進 【新規】	L G B T等の性的マイノリティに対する人権への配慮に向けて、チラシやリーフレットなどで、人権意識の高揚を図ります。	人権推進課

(2) 男女平等を基本とした教育・学習機会の充実

施策の方向性① 家庭における教育・学習機会の充実

家庭における男女の固定的な役割分担を見直し、男女共同参画を推進するため、児童・生徒の保護者や家族を対象とした学習機会の充実を図ります。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
7	各種メディアによる広報・啓発活動の推進	啓発誌やパンフレットの配布等、各種のメディアを用いて保護者や家族への意識啓発を広く行っていきます。	健康福祉課 人権推進課 子育て支援課
8	家庭における男女共同参画を推進する研修会の開催	児童・生徒の保護者や家族を対象に家庭教育に関する学習機会を提供し、家庭教育の充実を図るとともに、児童・生徒の健全育成を図ります。	生涯学習課 人権推進課

施策の方向性②

保育所・幼稚園・学校等における教育・学習機会の充実

男女共同参画について正しい理解を浸透させるため、男女共同参画に関する学習を推進します。また、教育関係者の学習・研修の充実や意識啓発を行い、資質の向上を図ります。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
9	発達の段階に応じた保健教育の実施	発達の段階に応じた男女の性の尊重、命の尊さに重点をおいた保健教育の内容の充実を図ります。	教育指導課 子育て支援課
10	男女平等意識に基づいた保育・学習環境の見直し	無意識のうちに男女の固定的な役割分担や差別意識が児童・生徒の意識に植え付けられることを防ぐため、保育・学習環境の見直しを進めていきます。	教育指導課 子育て支援課
11	保育士や教職員等への研修	男女平等を推進するため、保育士や教職員等の研修を積極的に行います。	人権推進課 教育指導課 子育て支援課

施策の方向性③

生涯学習（地域）における教育・学習機会の充実

男女共同参画の意識を高め、男女の固定的な役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、公民館での講座など身近な地域における町民への学習機会の充実に取り組みます。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
12	生涯学習活動等への支援	町民が生涯にわたり学習機会を得られるように活動場所や情報提供等の支援を行います。各種の活動を紹介し、生涯学習への理解や関心を高めていきます。	生涯学習課
13	地域別・対象者別研修会の開催	町民・公職者や地域団体の役職者等を対象とした研修会を開き、人権問題についての理解を深め、差別のない明るい町づくりの実現を目指します。	人権推進課
14	青少年に向けた学習・啓発活動等の充実	青少年健全育成事業や防犯推進活動を通じて、人権を侵害するような環境から青少年を保護するとともに、男女共同参画意識を高めます。	生涯学習課 生活環境 エコタウン課

(3) 国際化の推進

施策の方向性① 国際理解と国際交流の推進

町内在住外国人との交流の機会を活用しながら、国際的な視点からの男女共同参画に関する情報の共有を進めます。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
15	国際化に向けた教育内容の充実	男女共同参画の国際的な潮流について授業に取り入れ国際理解と国際交流の推進を図ります。	教育指導課
16	交流活動の推進	外国人との交流により、諸外国の多様な価値観等の国際的な理解を深める機会を提供します。	生涯学習課 生活環境 エコタウン課 町民課 商工観光課 総合政策課 人権推進課



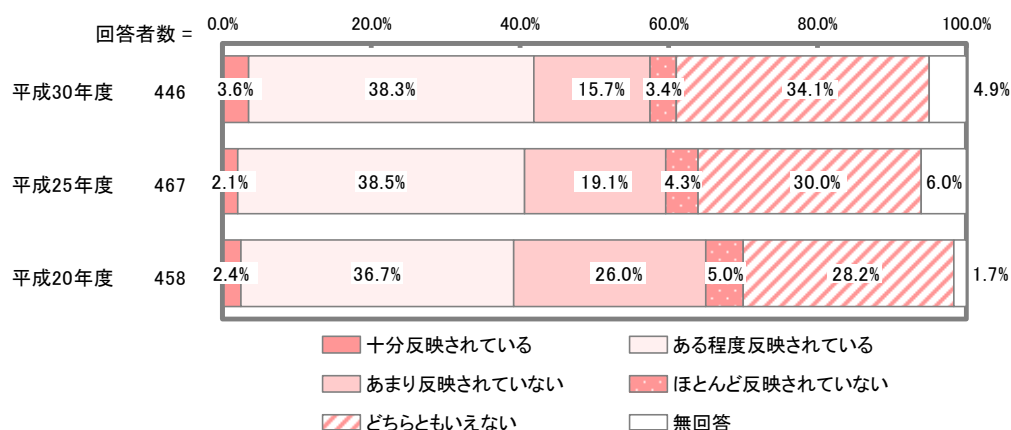
2 男女共同参画を推進する

【現状と課題】

町の男女共同参画に関する意識調査によると、地方自治体などの施策に女性の意見や考え方が「反映されていない」とする意見は調査毎に減少しているものの、審議会等における女性の登用率は、目標を達成しておらず、女性の積極的登用などに課題が残ります。政治・経済・地域など、さまざまな分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、行政が率先して様々な改革を進めるとともに事業者や団体等へ働きかけを行うことが必要です。

また、女性の年齢別労働力率は年々上昇し、共働き家庭が増えています。しかし一方で、家事や子育て、介護においては、男性の参画も増えつつも、依然として女性が担っている割合が高い傾向がうかがえます。国においても「女性活躍推進法」、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の全面施行や、保育所整備や延長保育など保育サービスの充実を進められており、女性が社会に進出し、男性と共に政策や方針の決定に参画していくためには、今後も、子育て中など就業を一時中断している女性の公正な職場復帰、再就職や起業など、個人の意欲と能力が活かされる環境づくりに加え、就労を支える家庭への働きかけを進め、女性の活躍を推進していくことが必要です。

〔 地方自治体などの施策に女性の意見や考え方がどの程度反映されていると思うか 〕



資料：男女共同参画に関する意識調査

- ・平成30年度調査で、「十分反映されている」と「ある程度反映されている」を合わせた“反映されている”の割合が41.9%、「あまり反映されていない」と「ほとんど反映されていない」を合わせた“反映されていない”の割合が19.1%となっています。
- ・平成25年度調査・平成20年度調査と比較すると、「あまり反映されていない」「ほとんど反映されていない」ともに割合が減少しています。

さらに、男女共に健康寿命も延伸しています。特に女性は妊娠・出産を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。身体的、精神的な変化、異性に対する理解をお互い深めると同時に、いつまでも健康で生き生きとした生涯を送れるよう、健康づくりの取組が必要です。

また、非正規雇用の労働者やひとり親などが増加しており、貧困の世代間連鎖が大きな問題となっている中、様々な困難を抱えた人々が、地域で安定、安心した生活を送れるよう、雇用の安定や安心できる生活環境の確保、自立生活の支援などを進めることも必要です。

一方、災害時に、特に女性や子育て家庭にとって、被災地での避難生活を少しでも安全・安心なものとし、被災者の肉体的・精神的負担を緩和することが重要であり、その際、東日本大震災の経験等から男女共同参画の視点が欠かせないものとなっています。そのため、防災・復興に係る意思決定の場に女性の視点や能力を十分反映できるよう、女性の参画とリーダーとしての活躍を促進することや、男女共同参画の視点での避難所運営、被災者支援等の体制を推進するとともに、復興の担い手として女性の力を最大限活用する必要があります。



(1) 社会参画の推進

施策の方向性① 政策立案・方針決定への男女共同参画の推進

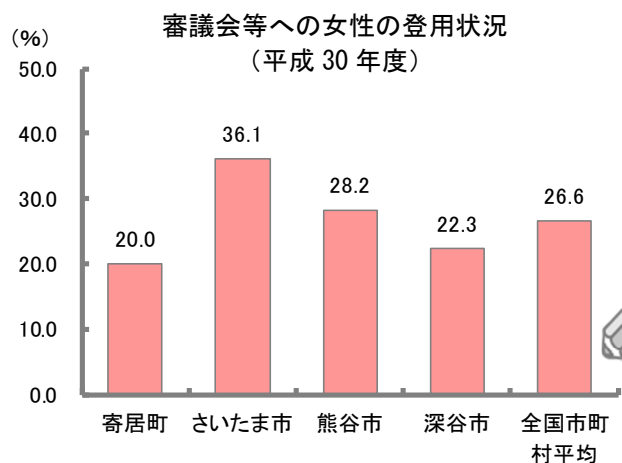
審議会や委員会などに女性の登用を進め、政策や方針決定に男女の意見をともに取り入れた町政を推進します。また、個人の能力や適性を活かした配置に努め、管理職への登用を促進します。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
17	審議会等への女性の登用促進	審議会等については、女性の登用率 30% を目指し、改選時に女性の登用を進めていきます。	全課
18	人材の育成	各種講座を通じて女性の能力開発支援を行います。	生涯学習課
19	人材の発掘、活用	優れた知識・技能・経験等を持った女性の人材情報を収集し、広く情報提供を行っていきます。	全課
20	女性の社会参画の重要性についての啓発	女性が社会参画することの重要性について啓発するとともに、女性自身の積極性を引き出していくための意識啓発を行っていきます。	人権推進課
21	町職員の人材育成と管理職への登用	町の職員については、意欲と能力のある女性職員の管理職への登用や性別に関わらない適材適所の人事配置に努めていきます。	総務課

コラレ

審議会等への女性の登用状況

町の平成30年度の審議会等への女性の登用状況は20.0%となっており、全国市町村平均・近隣他市町村と比較して低い値となっています。



資料：埼玉県平成 30 年度版男女共同参画に関する年次報告（寄居町、さいたま市、熊谷市、深谷市）
(平成 30 年 4 月 1 日現在。ただしさいたま市のみ平成 30 年 3 月 31 日現在)
内閣府 全国女性の参画マップ（全国市町村平均）（平成 30 年 4 月 1 日現在）

施策の方向性②

地域・社会活動への男女共同参画の推進

組織の責任ある地位への女性の登用を促進します。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
22	人材の育成	地域・社会活動の中心となるリーダーや町職員を養成します。	人権推進課 総務課
23	人材の発掘と活用	分野を問わず優れた知識や技能、経験等を人に伝える意欲のある人材の活用を図ります。また、人材情報を収集し、情報提供を行います。	全課
24	女性の社会参画の重要性についての啓発 (再掲)	女性が社会参画することの重要性について啓発するとともに、女性自身の積極性を引き出していくための意識啓発を行っています。	人権推進課
25	地域活動の役職などにおける女性の登用促進 【新規】	女性に対し、地域活動への積極的な参加や活動の場づくりを促進します。	人権推進課



(2) 女性が活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）

施策の方向性① 働く場における男女共同参画への支援

男女共同参画の視点の重要性について、団体、企業に意識啓発を図ります。また、育児・介護休業制度の男性の取得促進を図ります。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
26	職場における男女の固定的な役割分担の解消	職場における男女共同参画社会の形成を阻害する男女の固定的な役割分担を見直すための意識づくりを図ります。	全課
27	就労に関する制度の周知	事業者や労働者に向けた『男女雇用機会均等法』、『育児・介護休業法』等就労に関する制度の周知を図ります。	総務課 人権推進課 商工観光課
28	家族経営協定※12 締結の促進	女性農業者の地位向上や経営の改善に向けた取組を引き続き促進します。	農林課

施策の方向性② 就業や再就職・起業に対する支援

子育て後の女性の再就職に対する支援を図るため、町内の企業や商工会に働きかけをします。また、起業の場の提供や情報発信により、起業を目指す女性への支援を行います。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
29	シルバー人材センターの育成と支援	活力ある地域社会づくりを目的にしているシルバー人材センターの育成と支援を行います。	健康福祉課
30	高齢者や障害者への求人情報の提供	ハローワークから提供された情報を庁舎総合案内等に備え付け、情報を提供します。	商工観光課
31	子育て後の女性の再就職に対する支援【新規】	再就職に向けた情報発信や講座を開催します。	商工観光課
32	女性の職業能力育成に対する支援【新規】	職業能力育成の講習会などへの参加を町民や企業に働きかけていきます。	商工観光課

※12 家族経営協定：家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

施策の方向性③ 仕事と家庭生活等の両立支援

働く男女の仕事と家庭生活の両立を支援するため、ワーク・ライフ・バランス※¹³についての積極的な情報提供と啓発を図ります。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
33	ワーク・ライフ・バランスの周知	事業者や労働者に向けてワーク・ライフ・バランスの周知を図ります。	総務課 人権推進課 商工観光課

施策の方向性④ 子育て・介護環境の整備

男女が共に家事、育児、介護などに積極的に参加できるような環境づくりに取り組みます。また、多様な保育ニーズに対応するため、保育環境の整備に取り組むとともに、延長保育事業や一時保育事業などの保育サービスの充実を図ります。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
34	『寄居町子ども・子育てスマイルプラン』に基づく子育て支援	育児に関する情報提供等を行い、育児不安の軽減に向けた取組を推進します。育児と仕事の両立を支援するため、保育サービス等の充実を図ります。	子育て支援課 健康福祉課
35	子どもの遊び場の提供	街区公園や児童公園を維持管理し、子どもが安心して遊べる場所を提供します。	都市計画課 子育て支援課
36	介護知識の普及・啓発	家庭内介護の負担軽減を目的として、介護者の介護知識の普及・啓発やリフレッシュのための介護教室を開催します。	健康福祉課

※¹³ ワーク・ライフ・バランス：仕事と私生活とのバランスの取れたライフスタイルのこと。そのことにより、労働者には家庭や地域活動などに参加できる機会が与えられ、事業者にとっても生産性の向上、優秀な人材の確保などにつながるとされる。

(3) 生活環境の整備

施策の方向性① 様々な困難を抱えた女性などへの支援

介護を要する単身高齢者や生活困窮者など、困難を抱えた人が増加しています。経済的に困難な女性などがさらに複合的に困難な状況に陥らないように、支援が必要な人に対するサービス提供を充実するとともに、介護者に対する情報提供などを行い、双方の心身の負担軽減を図ります。また、地域や家庭で安心して生活できるよう、経済的自立に向けた支援と、生活上の悩みや問題を解消するための相談体制の充実を図ります。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
37	高齢者の社会参加と交流機会の拡大	老人クラブ連合会や単位老人クラブを育成・支援し、高齢者の積極的な社会参加と交流機会の拡大を促進します。	健康福祉課
38	障害者福祉制度に基づく支援事業の推進	障害者の施設支援や居宅支援を実施し、介護者の負担軽減と障害者の自立を支援します。	健康福祉課
39	福祉ガイドによるサービスの情報提供	身体障害者手帳や療育手帳の新規交付時に、福祉ガイドを配布してサービス情報を提供します。	健康福祉課
40	ひとり親家庭、生活困窮世帯などの生活安定と自立支援 【新規】	ひとり親、生活困窮世帯等の家庭の自立を目的に、生活の安定や子育ての相談を行います。	子育て支援課 健康福祉課

(4) 心身の健康づくり

施策の方向性① 生涯を通じた健康保持の支援

男女がともに、生涯にわたり身体と心の健康管理・保持増進を図っていけるよう、総合的な支援を進めていきます。特に女性は妊娠や出産の可能性があるため男性とは異なる健康上の問題が生じることもあります。そのため、全ての方に対しリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点から支援を行うとともに、啓発活動や学習機会の提供を進め、生涯を通じた心身の健康づくりを支援していきます。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
41	性の尊重に対する理解の促進	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての啓発を行います。	健康福祉課
42	母子保健事業の充実	妊娠中の飲酒や喫煙が胎児に及ぼす影響についての啓発を行います。 また、産前・産後のサポートや不妊治療などの支援をします。	健康福祉課 子育て支援課
43	HIV/エイズや性感染症についての啓発	HIV/エイズや性感染症の正しい知識の周知及び感染者に対する偏見を払拭する啓発を行います。	健康福祉課 教育指導課
44	薬物乱用に関する対策の強化	薬物乱用に関する相談窓口との連携及び教職員の薬物乱用防止に関する指導力向上を推進します。	健康福祉課 教育指導課
45	健康意識の向上や健康管理の充実	健康に関する正しい知識を普及させ、健康管理への自覚を高められるよう支援を行っていきます。	健康福祉課

コラレ

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ （性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは『性と生殖に関する健康・権利』と訳されます。1994年にエジプトのカイロで開かれた国際人口開発会議にて提唱された概念です。

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。

（５）防災など様々な分野における男女共同参画の推進

施策の方向性① 防災・災害時における男女共同参画の促進

地域防災における男女共同参画を推進するため、性別を超えた地域防災活動への参画促進や、防災組織団体等の充実を図ります。

また、男女共同参画の観点から震災時の避難所運営に向けた準備を行います。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
46	地域防災における男女共同参画の充実 【新規】	地域ボランティアへの参画促進、防災組織への女性登用の促進を図り、地域防災への参画を促進します。	自治防災課
47	女性の視点に立った防災対策の推進 【新規】	男女共同参画の視点に立った避難所運営訓練等の実施など、防災の分野に女性の視点やニーズを取り入れます。	自治防災課

コラレ

防災における男女共同参画

災害時には、応急、復旧・復興の場面においても、意思決定の場への女性の参画割合が低く、女性の意見が反映されないなど、平常時における男女共同参画社会に係る課題がより一層顕著になって現れてきます。

平成 23 年に発生した東日本大震災では、衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られた避難所も見られるなど、その弊害が顕在化しました。

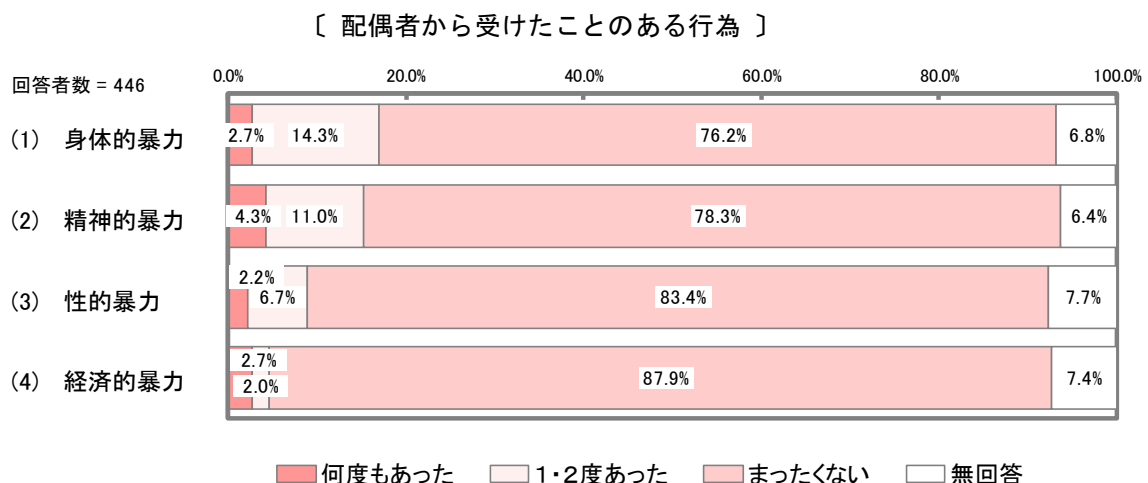
男女で必要なものに違いがあり、プライバシーへの配慮も男女によって違います。しかし防災対策は、これまで多くの場合、男性が携わってきたため、その部分まで目が届かない状況となっており、固定的な役割分担意識も強化される結果となっています。

そういった弊害の解消には、防災分野での女性の参画が不可欠です。災害対応において女性が果たす役割は大きいことを認識し、女性の意思決定の場への参画や、リーダーとしての活躍を推進することが重要であり、平常時から男女共同参画の視点で防災について考えておくことが大切です。

3 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）

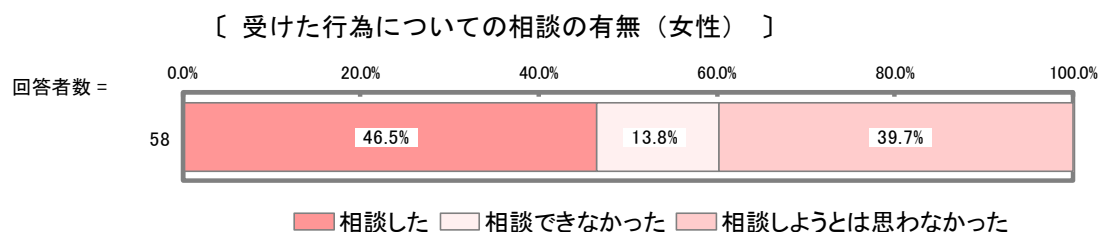
【現状と課題】

「DV防止法」及び、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が改正されました。男女共同参画に関する意識調査によると、配偶者からの暴力について、身体的暴力で17.0%、精神的暴力で15.3%、性的暴力で8.9%、経済的暴力で4.7%の方があったとなっており、また、女性の被害者のうち「相談した」は4割以上である一方、「相談できなかった」「相談しようとは思わなかった」人は半数を超えています。DV被害はなかなか他人には相談しにくいという現状があることから、DV被害者の多くが潜在化していることも考えられます。今後一層、積極的な広報・啓発を行い、暴力をなくしていくとともに、相談機関の周知や情報提供の充実を図り、安心して相談できる体制づくりを進めることが重要です。



資料：男女共同参画に関する意識調査

- ・『(1) 身体的暴力』『(2) 精神的暴力』で「何度もあった」と「1・2度あった」を合わせた“あった”の割合が、それぞれ17.0%、15.3%と高くなっています。



資料：男女共同参画に関する意識調査

- ・「相談した」の割合が46.5%と最も高く、次いで「相談しようとは思わなかった」の割合が39.7%、「相談できなかった」の割合が13.8%となっています。

(1) DV等に対する啓発の推進

施策の方向性① 人権侵害・暴力の根絶に向けた啓発活動の推進

セクシュアル・ハラスメント^{※14}、パワー・ハラスメント等の各種ハラスメントの根絶に向け、町民及び団体、企業に向けた啓発を推進します。

また、若年層のDV被害に対して、デートDV^{※15}など、恋人間における暴力についての周知啓発を進めます。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
48	DVやセクハラ防止のための広報・啓発活動の推進	DVやセクハラ等に対する認識や対処方法を周知するための啓発活動を行います。	総務課 人権推進課 商工観光課
49	デートDV等若年層への啓発の推進 【新規】	学生（児童・生徒）等、若年層を対象に、デートDV等の理解の促進を行います。	人権推進課

コラレ

あらゆる暴力とは

一口に「暴力」といっても様々な形態が存在します。これらの様々な形態の暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。また、ある行為が複数の形態に該当する場合もあります。

【身体的暴力】

殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばす、刃物を振りかざすなど。

【精神的暴力】

「誰のおかげで生活できるんだ!」「役立たず!」などの暴言、交友関係や毎日の行動を細かく監視、何を言っても無視するなど。

【性的暴力】

望まない性行為の強要、避妊に協力しないなど。

【経済的暴力】

必要な生活費を渡さない、仕事を無理やり辞めさせて経済的に弱い立場に立たせるなど。

^{※14} セクシュアル・ハラスメント：身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂を流す、人目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、相手の意に反した性的な性質の言動による嫌がらせを指します。略してセクハラとも呼ばれます。

^{※15} デートDV：恋人間で暴力により相手を思い通りにすること。暴力には殴る・蹴るなどのほか、言葉の暴力、メールチェックなど様々な形があります。

(2) DV等に対する相談体制、支援体制の整備

施策の方向性① DV被害者支援への取組

必要に応じて遅滞なく専門的な支援が行えるよう、庁内の関係各課のみならず、県や児童相談所との連携の他、警察や関係機関との連携強化を図り、DV被害者などの保護に努めます。また、被害者の立場に立った自立支援の機能の強化に向け、被害者の抱える問題に沿って必要な情報提供や支援に取り組みます。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
50	DV相談業務の充実	被害者への相談窓口の周知や相談しやすい環境づくりを進めます。	人権推進課
51	DV被害者の緊急時の保護と自立に向けた支援の強化	埼玉県北部福祉事務所や関連機関との連携により、的確な緊急保護及び自立支援を強化します。	人権推進課

施策の方向性② DVの根絶に向けた体制の整備

様々なメディアを活用したDV防止に関する広報・啓発活動を進めるとともに、若年者に対しての意識醸成を図ります。また、配偶者に対する暴力と関連の深い児童虐待について、早期発見のネットワークづくりとともに、未然に防ぐための取組を進めます。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
52	DV対策に向けた体制の整備	被害者の具体的な支援策を協議・調整するため、庁内の関係課の連携を強化し、DV対策に関する庁内の役割分担を明確化します。	人権推進課及び関係課
53	担当職員の資質向上	相談や緊急時の保護等について、適切な対応が取れるように各種研修会への積極的な派遣を行います。	人権推進課

4 推進体制を整備する

【現状と課題】

平成15年（2003年）に『寄居町男女共同参画推進プラン』の策定後、社会状況の変化への対応やそれまでの成果を踏まえながら、『寄居町男女共同参画推進プラン2010』を策定し、様々な制度を整備し、施策を展開してきました。

また、『寄居町男女共同参画推進プラン』に基づいて実施される各種の施策に対し、町民の意見を反映するため、町民の代表として選出された「寄居町男女共同参画推進懇話会」が設置されています。

『寄居町男女共同参画推進プラン2020』の進捗状況を管理し、各事業のより実効性のある推進を図るとともに、評価・見直しを行う評価システムを取り入れていくことが必要です。

男女共同参画は様々な分野にわたる課題であり、行政機関だけで推進することは困難です。地域の課題解決にあたっては、町民はもとより、地域団体、事業者、民間団体など、多様な主体との連携や協働が今後も不可欠です。

コラレ

寄居町男女共同参画広報紙「みんなのWa」

寄居町では、男女共同参画広報紙「みんなのWa」を毎年度発行しています。毎戸配布するものと、若者向けに成人式で配布するものをそれぞれ発行することで、町民一人ひとりに男女共同参画に対する様々な情報を発信しています。



(1) 推進体制の整備

施策の方向性① プランの推進体制の整備

男女共同参画社会の実現に向けてより効果的な計画の見直しや策定を進めていくことが重要になります。

寄居町男女共同参画庁内推進委員や他の自治体との相互協力及び情報交換から具体的に計画を推進するために必要な基礎を築くとともに、新たな計画でさらなる推進体制の整備を行っていきます。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
54	『寄居町男女共同参画推進プラン』の改定	国・県の動向や町民の意見を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた計画を改定していきます。	人権推進課
55	推進体制の強化	計画の着実な推進のため、寄居町男女共同参画庁内推進委員会のより良い運営や条例制定の検討を行っていきます。	人権推進課
56	国・県・近隣市町村との協調	国・県・近隣市町村の男女共同参画の施策に関する情報収集を行い、町の施策へ反映していきます。	人権推進課

施策の方向性② プランの進捗状況の管理

寄居町男女共同参画庁内推進委員からの事業実施状況報告をもとに、寄居町男女共同参画推進懇話会の意見を取り入れながら、本プランの進捗状況の管理を行います。

進捗状況の管理にあたっては、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本に、年度ごとに「Plan（計画）」「Do（実施）」「Check（評価）」「Action（改善）」のサイクルで行います。

また、町民意識調査を行い、計画の推進がどのように町民意識に影響を与えたのか状況を把握します。

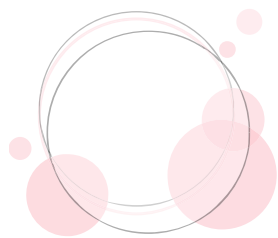
No.	施策項目	施策内容	推進担当課
57	プランの進捗状況の把握	寄居町男女共同参画庁内推進委員の協力により、事業実施状況の取りまとめを行います。	全課
58	町民意識調査の実施	計画見直しの際に町民意識調査を実施し、町内の男女共同参画の進捗状況を把握します。	人権推進課

施策の方向性③ 町民・事業者・民間団体等とのネットワークづくり

町民・事業者・民間団体等と連携を取り、計画推進のためのパートナーシップを強化していきます。

No.	施策項目	施策内容	推進担当課
59	町民・事業者・民間団体との連携	男女共同参画に関する取組を行う町民・事業者・民間団体の情報を把握し、団体間の連携を図ります。	人権推進課
60	寄居町男女共同参画推進懇話会の開催	町民意見を反映させるため推進懇話会を開催し、本プランの実施状況や推進に関する事項について町に意見を提言をしてもらいます。	人権推進課





資料編

1 男女共同参画に関する世界・国・県・町の動き（年表）

年 号	世界の動き	国の動き	埼玉県の動き	寄居町の動き
昭和50年 (1975年)	- 国際婦人年（目標：平等、開発、平和） - 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）『世界行動計画』採択	総理府婦人問題企画推進本部設置		
昭和51年 (1976年)	『国際婦人の10年』が始まる	『民法』等の一部改正（離婚後婚氏続称制度の新設）	生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置	
昭和52年 (1977年)		『国内行動計画』策定 - 国立婦人教育会館開設	企画財政部に婦人問題企画室長設置	
昭和53年 (1978年)		『婦人白書』発表	第1回埼玉県婦人問題協議会開催	
昭和54年 (1979年)	国連第34回総会『女子差別撤廃条約』採択			
昭和55年 (1980年)	『国際婦人の10年』中間年世界会議（コペンハーゲン）『国際婦人の10年後半期行動プログラム』採択	『民法』等の一部改正（配偶者相続分改正、寄与分制度新設）	『婦人の地位向上に関する埼玉県計画』策定	
昭和56年 (1981年)	家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約『156条約』採択（ILO）	『国内行動計画後期重点目標』策定 『母子福祉法』改正		
昭和57年 (1982年)				
昭和58年 (1983年)				
昭和59年 (1984年)		第1回日本女性会議（以後毎年開催）	『婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）』策定	

年 号	世界の動き	国の動き	埼玉県の動き	寄居町の動き
昭和60年 (1985年)	・『国際婦人の10年』最終年世界会議(ナイロビ)(2000年に向けての)『婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略』採択	・改正『国籍法』成立(父系血統主義から父母両血統主義へ) ・『男女雇用機会均等法』成立 ・『女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃条約)』批准	・『国連婦人の十年』最終年世界会議NGOフォーラムに派遣団参加	
昭和61年 (1986年)		・婦人問題企画推進有識者会議開催	・『男女平等社会確立のための埼玉県計画』策定	
昭和62年 (1987年)	・国際婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)	・『西暦2000年に向けての新国内行動計画』策定		
昭和63年 (1988年)		・『労働基準法』一部改正(労働時間の短縮)		
平成元年 (1989年)	・第44回国連総会において『児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)』採択、1990年に発効	・労働省『パートタイム労働指針』発表 ・『国の審議会等における婦人委員の登用促進』提言		
平成2年 (1990年)	・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会『婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論』採択		・『男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)』策定 ・埼玉県県民活動総合センター開館(伊奈町)	
平成3年 (1991年)		・『育児・介護休業法』公布 ・『西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)』策定		
平成4年 (1992年)		・婦人問題担当大臣(官房長官兼務)設置		
平成5年 (1993年)	・国連総会『女性に対する暴力の撤廃に関する宣言』採択	・パートタイム労働法施行 ・男女共同参画社会に向けての全国会議開催		
平成6年 (1994年)	・国際人口・開発会議(カイロ) ・リプロダクティブヘルス/ライツを打ち出した行動計画を採択	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画推進本部設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・『児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)』批准		
平成7年 (1995年)	・第4回世界女性会議ー平等、開発、平和のための行動(北京)『北京宣言及び行動綱領』採択	・『育児・介護休業法』改正(介護休業制度の法制化) ・ILO総会にて『156号条約』批准	・『2001 彩の国男女共同参画プログラム』策定	

年 号	世界の動き	国の動き	埼玉県の動き	寄居町の動き
平成8年 (1996年)		『優生保護法』改正（名称を『母体保護法』へ） 『男女共同参画2000年プラン』策定		
平成9年 (1997年)		『男女共同参画審議会設置法』施行 『男女雇用機会均等法』『労働基準法』『育児・介護休業法』改正 『介護保険法』公布	『女性センター（仮称）基本構想』策定 - 県民部女性政策課から環境生活部女性政策課に組織変更	
平成10年 (1998年)			『女性センター（仮称）基本計画』策定	
平成11年 (1999年)		『男女共同参画社会基本法』施行		
平成12年 (2000年)	国連特別総会『女性2000年会議』（ニューヨーク）	『男女共同参画基本計画』策定 『ストーカー行為等の規制等に関する法律』施行 『児童虐待の防止等に関する法律』施行	『埼玉県男女共同参画推進条例』施行	
平成13年 (2001年)		- 内閣府に男女共同参画会議および男女共同参画局設置 『女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日から11月25日）』実施決定		
平成14年 (2002年)		『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』施行 『育児・介護休業法』改正	『埼玉県男女共同参画推進プラン2010』策定 - 埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）開設	
平成15年 (2003年)	女子差別撤廃委員会による日本レポート審議（ニューヨーク）	- 男女共同参画推進本部『女性のチャレンジ支援策の推進について』策定 『次世代育成支援対策推進法』公布、施行		『寄居町男女共同参画推進懇話会設置要綱』『寄居町男女共同参画推進プラン策定委員会設置要綱』制定 - 町民意識調査実施 『寄居町男女共同参画推進プラン』策定
平成16年 (2004年)		『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』改正及び同法に基づく基本方針の策定 『児童虐待の防止等に関する法律』一部改正		『寄居町男女共同参画推進懇話会設置要綱』『寄居町男女共同参画庁内推進委員会設置要綱』制定 『寄居町男女共同参画推進プラン』事業計画策定

年 号	世界の動き	国の動き	埼玉県の動き	寄居町の動き
平成17年 (2005年)	・第49回国連婦人の地位委員会／『北京＋10』閣僚級会合（ニューヨーク）	・『男女共同参画基本計画（第2次）』策定 ・女性の再チャレンジ支援策検討会議『女性の再チャレンジ支援プラン』策定 ・『育児・介護休業法』改正		
平成18年 (2006年)	・『東アジア男女共同参画担当大臣会合』開催（東京）	・『男女雇用機会均等法』改正 ・『女性の再チャレンジ支援プラン』改定 ・『高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』施行	・『配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画』策定	・『寄居町男女共同参画推進プラン』の計画期間を3年間延長
平成19年 (2007年)	・『第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合』開催（インド）	・『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章』及び『仕事と生活の調和推進のための行動指針』策定 ・『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』改正 ・『児童虐待の防止等に関する法律』一部改正	・『埼玉県男女共同参画推進プラン2010』の一部見直し	
平成20年 (2008年)		・厚生労働省『新待機児童ゼロ作戦』策定 ・『次世代育成支援対策推進法』改正 ・『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針』の改定 ・『仕事と生活の調和推進室』設置 ・『パートタイム労働法』改正 ・『労働基準法』一部改正交付（平成22年4月施行） ・『児童虐待の防止等に関する法律』一部改正		・町民意識調査実施
平成21年 (2009年)	・『第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合』開催（韓国） ・女子差別撤廃委員会が第6回日本審査の総括所見発表	・『母子及び寡婦福祉法』改正 ・『育児・介護休業法』改正 ・『育児・介護休業法』に基づく紛争解決援助制度がスタート ・『高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』改正	・『配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画』見直し	・『寄居町男女共同参画推進プラン2010』策定 ・『寄居町男女共同参画推進プラン』事業計画を策定
平成22年 (2010年)	・第54回国連婦人の地位委員会『北京＋15』記念会合（ニューヨーク）	・『第3次男女共同参画基本計画』策定		

年 号	世界の動き	国の動き	埼玉県の動き	寄居町の動き
平成23年 (2011年)	『第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合』開催(カンボジア) - ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関 (UN Women) 発足			
平成24年 (2012年)		改正『育児・介護休業法』の全面施行	『埼玉県男女共同参画基本計画』策定 『配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)』策定 - 埼玉県男女共同参画推進センター (With Youさいたま) に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加	
平成25年 (2013年)	『第5回東アジア男女共同参画担当大臣会合』開催(中国)	『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律』一部改正 『ストーカー行為等の規制等に関する法律』一部改正		
平成26年 (2014年)		『すべての女性が輝く社会づくり本部』設置		
平成27年 (2015年)	- 第59回国連婦人の地位委員会『北京+20』(ニューヨーク) - 国連サミット(ニューヨーク): 持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)を採択	第4次男女共同参画基本計画: 計画期間(施策): 平成28～32年度まで		
平成28年 (2016年)	『第6回東アジア男女共同参画担当大臣会合』開催(タイ)	『育児・介護休業法』等改正(介護休暇・子の看護休暇の取得単位の柔軟化、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務等) 『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』(女性活躍推進法) 施行 『ニッポン一億総活躍プラン』		

年 号	世界の動き	国の動き	埼玉県の動き	寄居町の動き
平成29年 (2017年)		『育児・介護休業法』改正	『埼玉県男女共同参画基本計画』策定 『配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）』策定	
平成30年 (2018年)		政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布・施行		『男女共同参画に関する意識調査』を実施
平成31年・令和元年 (2019年)		- 女性活躍推進法の一部改正 『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律』一部改正 『育児・介護休業法』改正		
令和2年 (2020年)				『寄居町男女共同参画推進プラン2020』を策定

2 男女共同参画に関する法律、国際的規範

(1) 日本国憲法（抄）

（昭和 21 年 11 月 3 日公布）

（昭和 22 年 5 月 3 日施行）

（基本的人権の享有、永久不可侵性）

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

（個人の尊重）

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界）

第十四条

- 1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授不は、いかなる特権も伴はない。栄典の授不は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）

第二十四条

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

（２）女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

（昭和 60 年 7 月 1 日 条約第 7 号）

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなる問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の

進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

- 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 家族給付についての権利
 - (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
 - (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
 - 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。
- 約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
 - 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
 - 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
 - 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
 - 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
 - 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
 - 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

(3) 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別によ

る差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務

条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

（４）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年法律第 31 号
最終改正：令和元年法律第 46 号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条 一・第五条）

第三章 被害者の保護（第六条一・第九条の二）

第四章 保護命令（第十条一・第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条一・第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ

る者を含み「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実、上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及

び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 （配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族）次号第六号 第五条 第八条の三及び第九条において同じの緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため 就業の促進 住宅の確保援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターはその業務を行うに当たっては必要に応じ配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ）。又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ）を受けた者に限る。以下この章において同じ）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠と

している住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要であると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるもの

とする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ、その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発す

る必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからロまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、

当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証

人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚

生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合
--------	----------------------	-----------------------

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体

に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものとの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

（５）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

昭和 47 年 7 月 1 日法律第 113 号
最終改正：平成 29 年 6 月 2 日法律第 45 号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等
 - 第一節 性別を理由とする差別の禁止等（第五条—第十条）
 - 第二節 事業主の講ずべき措置（第十一条—第十三条）
 - 第三節 事業主に対する国の援助（第十四条）
- 第三章 紛争の解決
 - 第一節 紛争の解決の援助（第十五条—第十七条）
 - 第二節 調停（第十八条—第二十七条）
- 第四章 雑則（第二十八条—第三十二条）
- 第五章 罰則（第三十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

（性別を理由とする差別の禁止）

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練

二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの

三 労働者の職種及び雇用形態の変更

四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

（性別以外の事由を要件とする措置）

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

（女性労働者に係る措置に関する特例）

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

（婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等）

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

（指針）

第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第二節 事業主の講ずべき措置

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第十一条の二 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第三節 事業主に対する国の援助

第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成

三 前号の計画で定める措置の実施

四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備

五 前各号の措置の実施状況の開示

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助

（苦情の自主的解決）

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節 調停

（調停の委任）

第十八条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

2 前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

（調停）

第十九条 前条第一項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、三人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第二十条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第十一条第一項及び第十一条の二第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動又は同項に規定する言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二十一条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第二十二条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十三条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

（時効の中断）

第二十四条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

（訴訟手続の中止）

第二十五条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（資料提供の要求等）

第二十六条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

（厚生労働省令への委任）

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 雑則

(調査等)

第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第三十一条 船員職業安定法(昭和三十二年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項(同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項、第十一条の二第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。)、第十条第一項、第十一条第二項、第十一条の二第二項、第十三条第二項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項(同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項、第十一条の二第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。)中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第六条第二号、第七条、第九条第三項、第十一条の二第一項、第十二条及び第二十九条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第三項中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十一条の二第一項中「労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸

局長(運輸監理部長を含む。)」と、第十八条第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第十八条第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第十九条から第二十七条までの規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、三人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮こ 以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

5 第二十条から第二十七条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」が置かれる地方運輸局(運輸監理部を含む。)」と、第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱つている」と、第二十七条中「この節」とあるのは「第三十一条第三項から第五項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第三十二条 第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和三十二年法律第二百五十七号)第二条第二号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

第五章 罰則

第三十三条 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十八年十二月二日法律第七十八号)

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法

律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 （昭和六十年六月一日法律第四十五号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二十条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成三年五月十五日法律第七十六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 （平成七年六月九日法律第百七号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九条 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第三十条及び第三十一条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、厚生労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を設置している地方公共団体が当該働く婦人の家を第二条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第三十四条に規定する勤労者家庭支援施設に変更したい旨の申出を厚生労働大臣に行い、厚生労働大臣が当該申出を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家庭支援施設となるものとする。

附 則 （平成九年六月十八日法律第九十二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第五条、第六条、第七条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条、第六条、第七条、第十条及び第十四条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第二十六条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定（「事業主は」の下に「、労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするように努めなければならない」を「できるようにしなければならない」に改める部分に限る。）、同法第二十七条の改正規定（「講ずるように努めなければならない」を「講じなければならない」に改める部分及び同条に二項を加える部分に限る。）、同法第三十四条の改正規定（「及び第十二条第二項」を「、第十二条第二項及び第二十七条第三項」に改める部分、「第十二条第一項」の下に「、第二十七条第二項」を加える部分及び「第十四条及び」を「第十四条、第二十六条及び」に改める部分に限る。）及び同法第三十五条の改正規定、第三条中労働基準法第六十五条第一項の改正規定（「十週間」を「十四週間」に改める部分に限る。）、第七条中労働省設置法第五条第四十一号の改正規定（「が講ずるように努めるべき措置についての」を「に對する」に改める部分に限る。）並びに附則第五条、第十二条及び第十三条の規定並びに附則第十四条中運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）第四条第一項第二十四号の二の三の改正規定（「講ずるように努めるべき措置についての指針」を「講ずべき措置についての指針等」に改める部分に限る。） 平成十年四月一日

附 則 （平成十一年七月十六日法律第八十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六

項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該

機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成十三年七月十一日法律第百十二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 （平成十三年十一月十六日法律第百十八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成十四年五月三十一日法律第五十四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

附 則 （平成十四年七月三十一日法律第九十八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。

附 則 （平成十八年六月二十一日法律第八十二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に係属している同法第五条第一項のあっせんに係る紛争については、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（時効の中断に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に委員会に係属している第一条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十四条第一項の調停に関し当該調停の目的となっている請求についての新法第二十四条の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六十四条の二の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二十年五月二日法律第二十六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。）の規定により次の表の中欄に掲げる従前の国の機関（以下この条において「旧機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、この法律による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）の相当規定に基づいて、同表の下欄に掲げる相当の国等の機関（以下この条において「新機関」という。）がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一	国土交通大臣（第一条の規定による改正前の国土交通省設置法（以下「旧設置法」という。）第四条第二十一号から第二十三号までに掲げる事務に係る場合に限る。）	観光庁長官
二	航空・鉄道事故調査委員会	運輸安全委員会
三	海難審判庁	海難審判所
四	船員中央労働委員会（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。）	中央労働委員会
五	船員中央労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合に限る。）	交通政策審議会
六	船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。）	中央労働委員会又は都道府県労働委員会
七	船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務のうち個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に係る事務に係る場合に限る。）	地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
八	船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合（七の項に掲げる場合を除く。）に限る。）	地方運輸局に置かれる政令で定める審議会
九	地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。）	厚生労働大臣又は都道府県知事

2 旧法令の規定により旧機関に対してされている申請、届出、申立てその他の行為は、附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされるものを除き、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請、届出、申立てその他の行為とみなす。

3 旧法令の規定により旧機関に対して届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければならないとされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為及び前条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二十四年六月二七日法律第四十二号）
抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十六年六月十三日法律第六十七号）
抄

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十八年三月三十一日法律第十七号）
抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定並びに附則第十三条、第三十二条及び第三十三条の規定 公布の日

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等の紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会又は同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五条第一項の規定により指名するあっせん員に係属している同項のあっせんに係る紛争については、第五条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十六条及び第八条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第五条、第六条及び第八条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（６）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

昭和 27 年 9 月 4 日法律第 64 号
最終改正：平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画（第八条―第十四条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条―第二十五条）
- 第五章 雑則（第二十六条―第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条―第三十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるように

することを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - （1）女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
- （1） 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- （2） この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- （3） 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第三十六条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の3第1項及び第3項、第五条の4、第三十九条、第四十一条第2項、第四十八条の3、第四十八条の4、第五十条第1項及び第2項並びに第五十一条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第2項及び第四十二条の2の規定の適用については、同法第三十六条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の2中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第号）第十二条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に

関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）計画期間

（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

（3）実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するた

めに必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- （1）一般事業主の団体又はその連合団体
- （2）学識経験者
- （3）その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が

相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第5項において準用する職業安定法第四十一条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- （1）第十八条第四項の規定に違反した者
- （2）第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- （1）第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

- (2) 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- (1) 第十条第二項の規定に違反した者
- (2) 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十六の次に次の一号を加える。

二十の二十七女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
--------------	--

附則

(平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(略)

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（７）埼玉県男女共同参画推進条例

平成 12 年 3 月 24 日
埼玉県条例第 12 号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以来、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある 21 世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内

において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

（基本理念）

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を

整備するとともに、財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

（県民の責務）

第六条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第七条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第八条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

（県の施策）

第九条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
- 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
- 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。
- 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
- 六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰を行うこと。

七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

（埼玉県男女共同参画審議会）

第十条 埼玉県男女共同参画審議会（第十二条第3項において「審議会」という。）は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

（総合的な拠点施設の設置）

第十一条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

（基本計画の策定）

第十二条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（苦情の処理）

第十三条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因

によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

- 3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

（年次報告）

第十四条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

（委任）

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。附則この条例は、平成一二年四月一日から施行する。ただし、第十三条の規定は、同年十月一日から施行する。

3 策定経過

日 程	内容等
平成 30 年 9 月 10 日から 平成 30 年 10 月 1 日	男女共同参画意識調査 【内容】 ・調査対象：寄居町在住の満 20 歳以上の男女 1,200 人 ・調査方法：郵送配布・郵送回収 ・有効回答数：446 人 ・回答率：37.2%
令和元年 6 月 5 日	第 1 回寄居町男女共同参画推進懇話会 【議題】 ・男女共同参画に関する意識調査の結果報告について
令和元年 6 月 6 日	広報よりい6月号で男女共同参画意識調査の概要を掲載
令和元年 6 月 25 日	第 1 回寄居町男女共同参画庁内推進委員会 【議題】 ・男女共同参画に関する意識調査結果報告書について ・男女共同参画推進にかかる重点課題について ・男女共同参画推進プランの計画体系（案）について
令和元年 7 月 1 日	第 2 回寄居町男女共同参画推進懇話会 【議題】 ・男女共同参画推進にかかる重点課題について ・男女共同参画推進プランの計画体系（案）について
令和元年 7 月 16 日	政策会議 【議題】 ・男女共同参画推進プランの計画体系（案）について
令和元年 8 月 29 日	第 2 回寄居町男女共同参画庁内推進委員会 【議題】 ・「寄居町男女共同参画推進プラン」策定素案について ・「寄居町男女共同参画推進プラン」の計画期間等について
令和元年 9 月 20 日	第 3 回寄居町男女共同参画推進懇話会 【議題】 ・「寄居町男女共同参画推進プラン」策定素案について ・「寄居町男女共同参画推進プラン」の計画期間等について
令和元年 10 月 9 日	政策会議 【議題】 ・「寄居町男女共同参画推進プラン」策定素案について
令和元年 11 月 25 日～ 令和元年 12 月 24 日	パブリックコメントの実施
令和元年 12 月 20 日	12 月議会にて計画案に意見を求める
令和 2 年 1 月 28 日	第 3 回寄居町男女共同参画庁内推進委員会 【議題】 ・「寄居町男女共同参画推進プラン」策定案について
令和 2 年 2 月 14 日	第 4 回寄居町男女共同参画推進懇話会 【議題】 ・「寄居町男女共同参画推進プラン」策定案について

4 寄居町男女共同参画推進懇話会設置要綱

制定 平成16年5月25日 告示第75号

改正 平成18年2月24日 告示第20号

改正 平成28年3月22日 告示第42号

(設置)

第1条 寄居町における男女共同参画社会の実現のため、寄居町男女共同参画推進プランに基づいて実施される町政全般の施策について、町民意見を反映させるため、寄居町男女共同参画推進懇話会（以下「推進懇話会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 推進懇話会は、寄居町男女共同参画推進プランの実施状況及び寄居町における男女共同参画推進に関する事項並びに女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されることについて意見交換を行い、その結果を町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 推進懇話会は、別表の選出区分に基づき、町民の中から町長が委嘱する委員11人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

(関係者の出席)

第7条 推進懇話会は、その職務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進懇話会の庶務は、人権推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が推進懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告知は、平成28年4月1日から施行する。

5 寄居町男女共同参画推進懇話会委員名簿

役職	名 前	所 属 等
会長	豊田 登茂子	町民海外研修参加者
副会長	本間 登志子	寄居町商工会
委員	鈴木 詠子	寄居町議会
委員	新井 弘三	寄居地区労働者協議会
委員	柴崎 かつみ	ふかや農業協同組合
委員	横山 尚美	寄居町保育所保護者会連合会
委員	吉田 信吾	寄居町PTA連合会
委員	深田 紀子	寄居町社会教育委員
委員	浅見 恒雄	寄居町連合区長会
委員	早川 和子	一般公募
委員	大谷 茂子	一般公募

(敬称略)

6 寄居町男女共同参画庁内推進委員会設置要綱

制定 平成16年5月25日決裁

改正 平成23年3月31日決裁

改正 平成28年3月11日決裁

(設置)

第1条 寄居町男女共同参画推進プランに基づき、町政全般の施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、寄居町男女共同参画庁内推進委員会（以下「庁内委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 庁内委員会の職務は、次に掲げるものとする。

(1)男女共同参画に関する施策の企画及び推進に関すること。

(2)男女共同参画に関する施策の連絡調整に関すること。

(3)女性の職業生活における活躍の推進に関する施策の点検・評価等に関すること。

(4)前3号に掲げるもののほか、男女共同参画を推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内委員会は、各課・局・班の所属長によって推薦された職員で組織する。

2 委員は、町長が任命する。

(委員長)

第4条 庁内委員会に委員長を置く。

2 委員長は、人権推進課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、庁内委員会を代表する。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から3年間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 庁内委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

(成果の報告)

第7条 庁内委員会は、職務の進捗状況及び成果について、町長及びその他の関係機関に報告するものとする。

(協力)

第8条 庁内委員会の職務遂行のため、庁内各課（局・班）は、それぞれ連携協力するものとする。

(庶務)

第9条 庁内委員会の庶務に関する事務は、人権推進課において処理する。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、庁内委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月25日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成28年3月11日から施行する。

寄居町男女共同参画推進プラン 2020

令和2年3月

発行：寄居町人権推進課

〒369-1292 埼玉県大里郡寄居町寄居 1180-1

TEL 048-581-2121

FAX 048-581-1366

